

児玉町文化財調査報告書 第9集

真下境東遺跡

児玉町内遺跡群保存事業に伴う発掘調査報告書7

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

児玉町文化財調査報告書 第9集

ま しも ぶかい ひがし
真 下 境 東 遺 跡

児玉町内遺跡群保存事業に伴う発掘調査報告書7

1989

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

序

瓦町に展開する耕地や村の景観は、自然との長い闘いと協働の中で勢力を積み重ねることによって形作られたものであります。瓦町特有の自然と我々の祖先や先駆者の努力の調和が、瓦町の歴史的景観であると言っても過言ではありません。開発と歴史的伝統の対比も、基本的にはこれらが両面的に推移してきたものであるといつてよいでしょう。

しかし、歴史の蓄積や歴史的景観の中で、不合理や歪曲も伝統として維持されてしまう側面があることも事実です。各地の歴史の歴史は、我々の日常的な耕作地や居住地の整備の面でも、系統的で長期的な見直しを持たないならば、其害にもつながるといふ教訓を示唆しております。

近年ますます開発の規模も大きくなり、文化財の保存の関心も、長期的な見直しに立った調和的な情景を考えて行かなければならないことは言を待たません。自然と人間との協働の結晶であるところの歴史的な景観を含めた文化財を、我々全ての財産であるという視点から保護してゆくと共に、この地域の開発への努力の歴史を誇り付けることの中から開発と文化財保護の調和した姿で後世に伝えてゆくことが、文化に誇り、現在を生きる我々の責務を背負うべきことと云えましょう。

瓦町境東遷跡の保存の計画につきましても関係機関等と協議を重ね、最大限、現状で保存できるよう配慮してまいりました。その結果、現状での保存の難しい区域については、やむをえず「記録」という形で後世に伝え、活用を促すことになったものです。

このさまざまな困難が、教育・研究にたずさるる皆様はもとより、市民の皆様との相互理解の御参考となりえるならば、関係者一同喜びに堪えません。私どもも、瓦町の風土としての歴史的景観を含め、調和のとれた文化財保護に心をこめて取り組んでまいりますので、皆様のこれまで以上の御協力を心よりお願い申し上げます。

平成元年2月15日

瓦町教育委員会教育長

野口敏雄

例言

1. 本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字上高下字江ノ西 499 地に所在する高下境東遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、歴史民俗学総合土地改良事業（神川東部）に先立つ町内遺跡保存事業として、昭和63年度に児玉町教育委員会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告書に要した経費は、町費・国庫補助金・および国庫補助金（埼玉県教育委員会）、本川土地改良事務所の委託金である。
4. 本書の編纂は、整理参加者の協力を得て鈴木徳雄が行い、執筆分担については各文末に記した。
5. 発掘調査および本書作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を賜った。（順不同、敬称略）

志保 浩一	飯塚 厚和	磯崎 一	古川 淳子	井上 豊
吉根 謙	飯沢 久夫	大塚 達朗	岡本 孝男	海津 一徳
加納 実	藤岡 忠一	橋本 直彦	坂本 敬俊	徳丸 豊一
飯島 直	岡原 徳二	外尾 宗人	高橋 一夫	田中 定明
岡村 誠	利根川 幸彦	中島 定	中村 吉尚	長谷川 勇
長谷川 義明	平田 重之	本間 徳吉	増田 一裕	丸山 修
木島 浩平	峰村 篤	茂木 尚行	矢内 薫	山口 豊弘
埼玉県教育庁文化財保護課		児玉郡市文化財担当委員会		
日本大学考古学研究会		東海大学考古学研究会		

6. 本書作成の主な執筆分担は、次のとおりである。

遺物復元（林 和代）	遺物実測（大塚 達朗）
（小泉 佐智子）	遺物製図（田口 直美）
遺構製図（山田 美津）	写真撮影（永尾 雄一）
（尾内 俊彦）	レイアウト（尾内 俊彦）

この際、下記の方々から整理作業に御協力を蒙った。

徳山 寿樹	志田 敬史	星野 正幸	堀口 展昭	園分 亮一
田口 照代	時原 アカ子	田中 みし子	吉田 幸枝	

目 次

序

例言

目次

第 I 章 発掘調査の経緯	1
第 II 章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
第 III 章 検出された遺構と遺物	7
1. 遺構の概要	7
2. 遺物の概要	27
第 IV 章 「真下大溝」と周辺集落の相対年代	37
1. 周辺集落における土器断層	37
2. 真下墳墓遺跡出土遺物	38
3. 真下大溝と集落	38
第 V 章 古代児玉郡の開発と真下大溝	41
1. 「真下大溝」と「丸瀬用水」	41
2. 児玉郡における古代用水史の概観	48
3. 「丸瀬水」の形成と水害史の概観	53

写真図版

第 I 章 調査の経緯

昭和62年10月、埼玉県本庄市地政課本番課から調査依頼の届出の上地改良事業（特別区域）に急ぐ中、既述文化財の存在にかかわる事前協議が埼玉県教育委員会であった。この区域は、『埼玉県遺跡地図』記号B32に相当しており、町教育委員会の職員が現地を調査したところ、計画区域内においては上層からの遺物が数多く見られることが確認され、遺跡の存在が予想された。町教育委員会では、本庄市地政課事務所にこの旨を報告した。

協議と調査

その後、本庄市地政課事務所より、試掘調査の実施依頼があり、昭和62年10月16日に既述の区域調査を実施したところ、計画区域の31,000㎡のほぼ全域に奈良・平安時代の遺跡群の存在が想定されたのでこの結果を報告し、その保存の措置について協議した。さらに、埼玉県本庄市地政課事務所、県文化財保護課、および県農林弘済推進室と交えて、調査区域・作業の区域区分等、協議した結果、やむを得ず既述変更する約700㎡について発掘調査による発掘保存の措置をとることになった。

調査の手続き

埼玉県教育委員会より昭和62年9月28日付発掘依頼書707号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に送達した。文化庁からは昭和62年9月4日付特保第2-2563号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。

昭和62年度の発掘調査に関わる調査実施要綱は、昭和62年6月18日から昭和63年3月20日である。

(事 務 別)

発掘調査組織

主 体	埼玉県教育委員会
事務局	埼玉県教育委員会社会教育課
調査員	吉川 豊（調査当時 中絶）
協力員	武井山肇
立 本	金子千弘
立 本	志村内暢彦
立 本	杉本道雄

発掘調査参加者

尾西成彦、徳山寿樹、大塚達嗣、水尾昭一

前田孝子、梅澤吉生、平尾武典、木村上寿人、室井洋次、山口満彦（学生）
新井孝了、伊藤典子、大久保太智、吉野千代子（一般）



图14 高7号紫麻茎横切面组织

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

本遺跡は、発掘調査地熊本県八日町大字上真下字西浦、即ち、庄の西から神田町大字八日町字真下町に所在し一部は神田町熱帯まで伸びている。遺跡の名前は、八日町に属する神田町でも同時に発掘調査を実施したことから、町の境界線を確認して方位を併せて真下町に相当する区域を「真下城東遺跡」、神田町の区域を「真下城西遺跡」と呼称する(注1)。

遺跡の由来

遺跡は、神田川扇状地である平坦な本庄台地の縁部に占拠し、遺跡の南側一帯に拡張して、八王子一帯扇状地上の扇原地下より流れ出る金剛川・赤松川水系の支線川によって潤育された河床地が展開している。この河床地を中心として、遺跡の東側に上真下の集落を囲んで集落的集落が展開しており、南側にはその扇原用水である九郎堀水が流れておりさらに南には一帯の水田地域が開けている。北と西には神田町八日町の住地地と耕作地域が広がっており、その方面には水田は存在せず多くの遺跡を露せる台地となっている。

本遺跡の発掘は、調査した面積が少なく、かつ区域が限定されていたために推定することは不明であるとはいえ、該地点においては真国期の発掘地と比べると大溝が検出されており、遺跡の神田町「真下城西遺跡」においても同様の大溝及び同時期の住居址が確認されているところから、真下町上真下から神田町八日町にかよふ比較的に高い集落域を形成するものと考えられる。また、検出された大溝遺構は河原野遺跡において検出された大溝と同様の遺構であると想定されることや、大溝の下流域に当たる北側に新宮・高尾遺跡(注2)、原野・古井戸遺跡(注3・赤松、1996)が存在しているところから、本庄台地縁部には集落発展を促す広大な居住区域を形成していたものと考えとよい。

No.	遺跡名	発掘年
1	真下城東	本報告書
2	真下城西	神田町教育委員会(注1)
3	日野遺	調査地 1979
4	北日野	調査・報告 1977
5	住居遺	長谷川 1987
6	原野遺	澤野隆 1982
7	九郎堀	H野田 1979
8	原野遺	長谷川 1979
9	一太郎	鈴木勉 1981
10	十二宮	鈴木勉 1981
11	新野原・古井戸	宮原隆 1989
12	八幡大神宮	宮原隆 1985
13	神野大神宮	宮原隆 1985
14	今井遺跡群	宮原隆 1985
15	一丁目	宮原隆 1985

表1 真下城東遺跡周辺の遺跡遺構群の主要遺跡

遺跡・古井戸遺跡(注3・赤松、1996)が存在しているところから、本庄台地縁部には集落発展を促す広大な居住区域を形成していたものと考えとよい。

古墳時代においては、それまでの本調査の原野を潤す水田の真い平野の河川縁部部に居住して生活の拠点を構えることになる。当時の集落は、現在の平野の部分にも宮や住地が入り込み、原野河川などの存在もあって水田の灌漑に好都合な地形をしていたと発掘資料は伝えている(注3)。しかし、自然の河川による水田の灌漑は扇状地の地形を転ずるこの領域においては、高水流量が少なくその大半が浸透しているため、多数の農産作物を灌漑できるほどの供給は無

源であったであろうと思われる。説明より大規模集約の発定が定まっているが、水用集約に供する地は生活に必要な水の確保も集約の形成においては必要條件であり、この時期から集約内の水の輸送網が地元の傾向を記していることにも注目すべきであろう。

京五地域一帯には、農業生産力が増加する古墳時代前期から集約が各地に展開を始めており説明の集約の範囲は次第におもて多く定られる。特に農業・生活用水として考えられる溝を軸としている集約は単に水輸送に限らず、更に開放する集約各地にもその網が及られており説明の集約の生活、並びに集約のための土木投資力を考える良い例題となっている。

集約の用水源

古墳時代前期に用水路と考えられる溝を持つ集約としては高野町の日の高遠集約(菅谷他、1976)、北貝戸集約(菅谷・飯本、1977)の他に別荘町の神神地区・石寺町集約(佐藤、1978)、西尾北集約(佐藤、1979)があげられるが、この他にも説明の集約は各地に点在している。古墳時代中期に入ると、連絡網の増加はみられるものの用水の供給される集約に減少し、水戸町の世貝集約(菅谷他、1987)、水戸市一丁目集約(菅谷他、1987)の例を見るに留まる。この傾向は、古墳時代後期に入っても同様の様相を呈び、後後集約(増田他、1987)に溝の輸送網があるのみである。

しかし、真岡期にはいると各地で大溝集約が展開されるようになり、それらの大溝が輸送することを前提に道路の敷設がなされるようになる。大溝の抽出された集約は神奈川・古井戸集約をはじめとして上野町から水戸市に存在する八幡太神田、宮野太神田、寺井集約群、一丁目(宮田他、1984)の集約群、水戸市の久城集約(宮田他、1978)、諏訪集約(藤田他、1979)が存在しておりこれらの大溝の方向と位置の検討から一帯の道路が設定されている(注4)。さらにこの大溝とは別の用水路を抽出した集約として栗山町一丁目集約、十二大集約(鈴木、1981)が報告されている。

集約の形成

京五地域及び古集約の増加によって付随集約群で抽出された大溝集約の上流の集約が明らかになり、九郎用水の集約点に接続する可能性が高くなった。実際は合流するのには集約点を調査してみないと明確ではないが、これだけの水がかりな土木工事は一帯集約網の発展力の結果によって行われたとは考え難くより上流の地方の存在を前提させるものであると同時に、現在の九郎用水の集約結核の範囲についてもひとつの資料が提供されたといえてよい。

また以上に見てきた連絡の他に、近頃には特に、上野町町にまたがって高野川・世井集約が存在しており、この集約は神奈川・古井戸集約と同じように東西的に設定された集約であると想定されるものであり、京五集約内における律を制の定率と集約の展開、及び地域開発の状況はこの大溝や集約の展開にその一

推察みることが出来る。この時期における遺構は河と土木工事技術によって、従来水田の開発が不可能であった土地にも生産性を期待できるようになり、水田化の可能な区域が増大したことは注意すべきであろう。

高下原遺跡跡の所在する高下原北部の足下郡足下町には、北武藏國の北端に位置し、古代の足下郡に比定されている。「新編武蔵野」の記述によると、足下郡には古神郡、高土郡、新土郡、高土郡の存在が定まっており本遺跡を含む一帯がこれらの郡境のうちの部に含まれるのかは調査においても確認があり確定はしていない(図5)。しかし、本遺跡を含むこの区域は奥羽の奥中地帯であることから部の中のひとつに相当するものと考えよよいであろう。

(尾内扶康)

注

- (1) 高下原遺跡跡については、本遺跡と併行して神奈川県教育委員会で発掘調査を実施したものである。調査を神代史と関係力を得いた、調査担当者の田村誠氏に感謝したい。
- (2) 1988年に足下町教育委員会によって発掘調査を実施したものである。調査担当者の田村誠氏に謝意を示す。
- (3) 1987～1988年にかけて足下町教育委員会が発掘調査を実施した。神奈川県豊原関係の遺跡の中でその場所例がある。
- (4) この点については、岩間 順氏の「狩獵場・古野原遺跡の大溝について」(野原, 1988)において触れられている。
- (5) 本庄市の南大通り線内遺跡において発見された地輪車には武蔵国足下郡守田郡の文字があり其所は「守田郡」と考えられている(本庄市史編纂部, 1986)。



图10 真下地区通河内真下地区通河内真下地区通河

第Ⅲ章 検出された遺構と遺物

1. 検出遺構の概要

本遺跡は、調査された地点が3ヵ所に分かれているので、それぞれA・B・Cの地点名を冠してあり、以下、地点別に記述する。なお、遺構の位置は、検出された掘り込みの内、比較的古いものと想定される遺構を中心に扱い、近・現代の掘り込みについては省略した部分がある。

A地点

上層下層に存在し、掘りかけ物2軒、溝3本、土坑15個及びPn多数と想定した丸形用土器埋込等が検出されている。この地点は住宅地に近接しており、近・現代の掘り込みも多く、さらに竹藪に隣接するため掘上が見られているため遺構の遺存状態は良好でなく、遺構の確認作業には困難をきたした。

(掘上遺構物遺構)

第1号掘上柱 遺物遺構

1本の柱穴が確認されており、柱径2 \times 40cmを測る。発掘区の間隔上段、堀の位置がつかないが4 \times 30cm \times 3mの掘地溝、3m以上の柱穴の建物になると想定される。遺物に各柱穴の掘上内から土器類、須恵器の破片が少数ずつ出土しており、建築材料は表層一団分物の埋込であろうと思われる。

第2号掘上柱 遺物遺構

1本の柱穴が確認されており、柱径2 \times 30cmを測る。これも発掘区の中二瓦のみ検出されたので用途は不明であるが掘地4 \times 30 \sim 40cmの建物で対応する柱穴はおそらく重畳に存在すると思われる。また2棟重畳すると見られるが断定はできない。遺物は掘りかけ柱遺物遺構と同時期の土器類、須恵器の破片が各柱穴より少量出土しているが埋込時に存在していた可能性が高い。

(土坑)

5K-8

形状は、円形で直径1 \times 30cm、深さ最大13cmを測る。掘上の柱径からおそらく中世の後半であると思われる。形状は不明であり遺物も土坑底の破片が少量出土したに過ぎない。

5K-10

形状は、円形で直径1 \times 30cm、深さは5K-11の深さより10cmほど深い。ロームを切り込んで構築されているが、土器を5K-11によって切り取られていて内容を判断の決定は難しいが掘上の柱径から中世以降のものと見られる。遺物は検出されていない。

5K-11

円形で直径1 \times 30cm深さ50cmでいたゆる須弥土坑の形状を有す。ロームを切り込んで構築している。遺物は土器類、須恵器の破片が多く出土しており高麗期の埋込と思われる。なお、本地点で検出された他の土坑は、掘上の柱径、掘入物及び出土遺物から近・現代の掘り込みと想定される。

(溝状遺構)

5D-5

堀の中心で検出を有する溝で、深さ45 \sim 48cm、幅約90cmを測り掘上の状況から自然埋込と考えられる。溝の掘削方向は南西から北東に向かっており本溝として考えられ掘上。掘上からは流水の痕跡は観察されなかったが一時的な雨水

跡として確認していたと考えられている。出土遺物は土師器、瓦器類の破片が出土しており、その時期は區分難と推定される。

SD-4 直径約140cm程度の1m 30cmを掘り直さず方向に掘っている溝で層上に自然埋没の様相を示す。これもSD-3と同様に流水の痕跡はみられないが、層上の堆積状態及び遺物の比較などから同一の状態で時期も経過していると思われる。

SD-5 直径約200cm程度の約10cmを掘り、土層と水と同一の東西方向に平行して掘られている溝であり、1年間に経過後遺物の柱穴を穿って構築されている。この溝も自然埋没の様相状態を示しており、区画等に流水の痕跡は認められない。採集された遺物は、上部部の破片が層土中に散在に含まれており、出土遺物と土層の様相状態の比較により、SD-3、SD-4とともに同時存在していた可能性が指摘される。

SD-7 中庭に隣に掘られた溝で、層上の様相から水跡として確認していたことが推定される。調査区の境に遺構の一部がなかったのみなので層及び区画等全体は推定するより流しかたは不明だが、採集品の最深部は1m 30cmを掘り直さずに掘り直した状態である。本址の土層上がり部は、区画壁によって埋められた丸縁用水道同様に築いているが、層上からみると江戸時代には埋没していたものと考えられる。なお、丸縁用水に向かって流れていたと推定され、大溝遺構との関連は無いものと思われる。

8 地点

上南下北の西に位置し、作庭仕1が、土盛り区、大溝の池溝が本址、掘り直り溝が抽出されている。周囲は民宅跡と畑地ではあるが、遺土はあまり定まっておらず状況の確認は比較的容易であった。しかし、敷地は土取りと埋設が繰り返される面の確認が出来なかった。

(考古学遺址)
■1号住居跡

本址は、調査区西端角に全体のほぼ半分を覆う住居跡で、壁面を3号溝によって一部切断されている。平面は、3.5m×3.5mの正方形を呈すると推定され、東壁にカマアを穿する。北壁方向は、壁一枚一尺をとり、壁はほぼ垂直に立ち上がって、壁高は約1.0mを計測し部分的に壁溝が存在する。両面には良好な掘り直さず跡あり、土層穴は検出されていない。層土は自然埋没の様相を示し、一部にロームの埋れ込みがみられる。出土遺物は、層土中多層より全体的に多量に出土しており、遺物の検出から住居の存在していた時期はいわゆる真縄期と考えられる。

■1号
住居跡方マド

住居跡東壁は区画境と思われる所に設置されており、遺存状態は良好である。住居跡壁の際にロームを掘り直して軸筋の芯としており、その上から赤褐色土を掘り分け埋設していて右側端部には壁を境の込んで埋設している。燃焼部より壁端にかけて段差が設定されており、天井部は平礎埋れて盛り込んでい

る。全長は110m、幅28mを測り、北東方向はN 35°Eにとる。カマド内は全体的によく焼けており、焼酎貯蔵には灰化物が多く残っている状態から高圧焼酎蔵された跡跡が窺える。

(遺状遺構)
SK-2

焼酎貯蔵された範囲では、全長22m、幅1m、深さは30～42mを測り層土に自然燃焼の焼酎貯蔵を示す。層土、灰面から以前までの痕跡ははっきりとは窺えなかったが、貯蔵水跡として確認していたと考えられる。遺物は土師器、須恵器の破片が出土しており遺物の検討から1世紀前後と同程度の所産と考えられる。

SK-3

幅60～70cm、長さ約70cmを測り全長は不明である。ロームまで埋り込んで構築されており足跡や器底の様な形跡を示す。土層表土に少なく痕跡が通行しているため穴あき面の状態がとれなかったため遺物が少ないため構築時期の決定は難しく土師器の破片が少数出土したに過ぎないが、中層層の構築と思われる。遺跡に水の流れた痕跡があり水路として使用されていたと考えられる。

他の遺構と比べて深さは浅く、遺物の出土も少ないことと土層の検討から、おもに近世から現代にかけての耕作その他のに付随する溝と解釈している。

大溝遺構

調査地の北端に一條が築造されたもので全長は不明であるが、確認された部分で8m以上の幅をもち最深部で1m、90cmを測る。ロームを覆う様で構築された。灰面は一面の砂と塵が厚く堆積しており、使用されていた時点で焼酎の蒸気が発生していた様子が窺える。また層土の層様からみると自然燃焼の状態を示しているが中・下層に高さ4m以上の堆土の痕跡があり、少量の流れにしろ何らかの堆土の存在を想定させるものであり、長期継続的に使用されていたと考えられる。遺物は層土中を伴った多量に検出されているが、上層下層の時代差はあまり大きくはなく古墳時代のもので大半を占めている。この大溝の構築年代は遺物から判定する限り古墳時代前期の所産になるものであり、渡瀬山系は較石の純層が4層に認められるところから、この較石遺構の構築時より以前に、かなり程度が通行していたことが想定される。本遺構の道路は北東方向に向っており、真下城遺跡の大溝の流下方向と比較して起点は丸瀬川水の起源点付近に相当すると思われる。なお、灰面に残存していた塵は、炭素分析などによってみられる炭素系の他に神尾川系の材料が多く含まれていたことを認しておきたい。

本遺構の築造目的は、これまでの検出された他の大溝や丸瀬川水の存在を考慮合わせると生活用水として想定することが出来る。

(土坑)
SK-1

SK-2を伴って構築されており、ほぼ円形の断面を示す。直径90cm、深さは30～35cmを測る。層土に自然燃焼の焼酎を示し、少量の土師器の破片が検出された。遺物の検討から同程度の所産と思われるが、築造は不明である。

5式-2 断面は断面形を呈し、長径1m、短径約50cm、厚さ27～35cmを測る。単独で存在しており覆土は自然堆積の堆積状態を示す。遺物に土師器、灰土器の破片が検出され遺物の検出から縄文期の層厚と推られ、1号住居址中ら5式-1と同様に存在していたものと考えられる。

5式-3 長方形を呈する土坑で、長径1m、短径約50cm、厚さ15～20cmを測る。ロームまで掘り込まれて露出されており、断面を5号-1によって切り取られている。覆土は人為的な埋め戻しの様相がみられ、直縁には有機物を含んだと思われる黒色土の堆積が認められ、この土壌の性質は腐植と認められる。遺物は土師器の破片が少数検出されたのみで、上部覆土が少ないこともあり時期の決定は難しくおそらく縄文期の層厚であると思われる。

その他の土層はそれぞれより多数の土師器の破片を伴っているが、覆土中に埋納した土師器が混入することで、覆土中の含有物などの関係から近代以降の層厚と推られる。

C地点

上野下字西原に存在し、掘削箇所によって程度した土師器の分布が推定される。下層は全体的に砂と礫が混ざっており、沈みの幅は道外に広く程度別の遺物と道路の位置が推定されていることが確認されるが、すべて近代以降のものであると推定される。

(見内後掲)

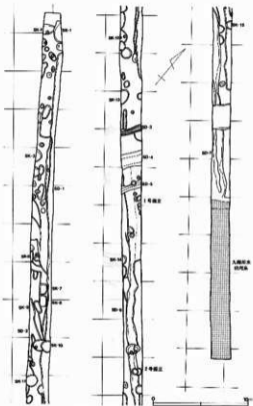


图 3-10 井下油水分离器安装示意图



图1号孤立柱植物体纵切

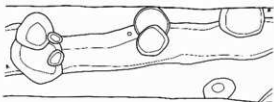


图2号孤立柱植物体横切



图4号 A 号点群中柱植物体横切



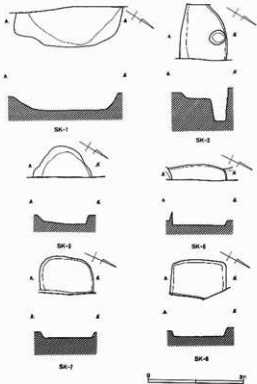


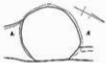
图 1 图 A 地点十瓦



SR-9



SR-10



SR-11



SR-12



SR-13



SR-14



SR-15



№ 800 А.Ю.С.Л.

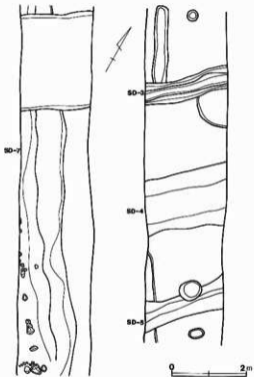


图7 图 1 地壳运动剖面

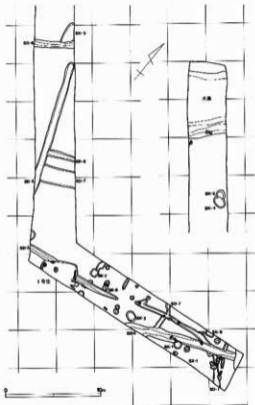


圖 4 西子地海運船日船全圖

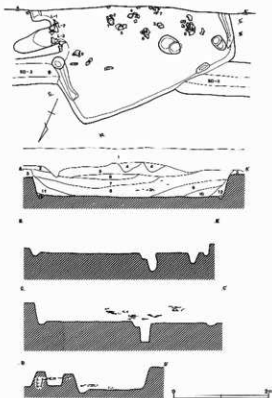


圖 1 圖 墓上中分次上

第1号仕置土土層説明

- 1層 灰褐色土 (火山灰物を多量に含む、しより粘性状になし、風化母土)
- 2層 暗赤褐色土 (ローム粒、黒土粒を少量含む、しより粘(粘性を少々有する)
- 3層 暗褐色土 (ローム風化土を主体の層、しより粘性状になし)
- 4層 暗赤褐色土 (火山灰物、ローム粒を含み、黒色土を混入する、しより粘性状になし、礫物による硬塊)
- 5層 赤褐色土 (粘土粒、ローム粒を含み、ローム風化土を混入する、しより粘性状に少しあり)
- 6層 赤褐色土 (ローム粒、黒土粒を多量に含む、しより粘性状に少しあり)
- 7層 暗赤褐色土 (ローム粒、黒土粒を含み、ローム風化土を少量混入する、しより粘性状に有するが弱い)
- 8層 暗赤褐色土 (ローム粒を多量に、黒土粒、ロームブロック、炭化植物を少量含む、しより粘性状に有する)
- 9層 赤褐色土 (ローム粒を少量含む、しよりはあるが粘性なし)
- 10層 暗赤褐色土 (ローム粒、ロームブロックを少量含む、しより粘性状に有する)
- 11層 暗赤褐色土 (ローム粒、黒土粒、炭化植物を含み、ローム風化土を混入する、しより粘性状に少しあり)
- 12層 暗赤褐色土 (ローム粒、ロームブロックを含み、ローム風化土を混入する、しより粘性状に少しあり)
- 13層 暗赤褐色土 (ローム粒、ロームブロックを少量含む、しより粘性状に有する)

50-1土層説明

- 1層 暗赤褐色土 (火山灰物、ローム粒を含む、しより粘性状にない)
- 2層 暗赤褐色土 (ローム粒、白色砂子を少量含む、しより強(粘性はない)
- 3層 赤褐色土 (ローム風化土を主体の層、しよりなく粘性を有する)

50-2土層説明

- 1層 赤褐色土 (ローム粒を含む、しよりはあるが粘性なし)
- 2層 暗赤褐色土 (ローム粒、ロームブロック、白色砂子を含む、しより強(粘性はない)
- 3層 暗赤褐色土 (ローム粒、ロームブロックを含み、ローム風化土を混入する、しより粘性状にない)
- 7層 暗褐色土 (ローム粒、ロームブロックを多量に含む、しより強(粘性はない)

5X-1土層説明

- 8層 赤褐色土 (黒色土を主体とし、ローム風化土を混入する、しより粘性状に少しあり)
- 9層 赤褐色土 (ローム風化土を主体とし、ローム粒を少量含む、しより粘性状に少しあり)

5X-2土層説明

- 10層 暗褐色土 (ローム粒、ロームブロック、ローム風化土を大量に含む、しより強(粘性を有する)
- 11層 暗赤褐色土 (ローム粒を多量に、白色砂子を少量含む、しより粘性状に少しあり)

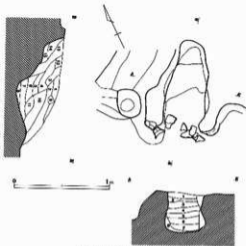


図10 第1号住居跡の平面図

第1号住居跡の各部分の土層説明

- 1層 暗赤褐色土（粘土質を多量に、ローム灰を少量含むローム風化土を混入する。しまり粘り気は強い。）
- 2層 暗赤褐色土（焼土粒、ローム灰を多量に含む。しまり粘り気は強い。）
- 3層 赤褐色土（粘土の層、焼けた瓦の破片が散見される。破瓦である。）
- 4層 赤褐色土（焼土粒、ローム灰、灰化焼粒を含む。しまりは少ないが粘り気がある。）
- 5層 暗褐色土（焼土粒、灰化焼粒を多量に、ローム灰を少量含む。しまりよく粘り気は強い。）
- 6層 暗赤褐色土（焼土粒、ローム灰、粘土質を少量含む。しまり粘り気は有する。）
- 7層 赤褐色土（灰化焼粒を多量、ローム風化土質を少量含む。しまりはあるが粘り気は強い。）
- 8層 灰褐色土（ローム灰、ロームアブロック上縁の層。しまり粘り気は強い。）
- 9層 暗褐色土（粘土アブロックの壊けたもの）
- 10層 暗赤褐色土（ローム灰、焼土粒、灰化焼粒を含み、ローム風化土を多量に混入する。しまり粘り気は強い。）
- 11層 暗赤褐色土（10層に類似するが、ロームアブロックを含み粘り気は強い。）
- 12層 暗褐色土（ローム灰、焼土粒を多量に含む。しまり強く粘り気は強い。）
- 13層 暗赤褐色土（焼土粒、粘土アブロックを多量に含む。焼く粘り気は強い。）
- 14層 暗褐色土（焼土粒を少量、ローム灰、粘土質を少量含む。しまり強く粘り気は強い。）
- 15層 暗赤褐色土（ローム風化土上で焼土粒を少量含む。しまり粘り気は有する。）

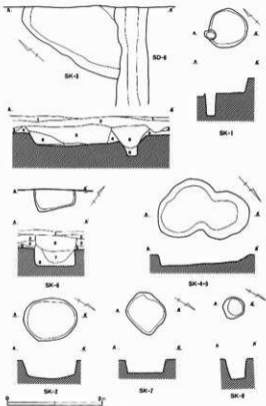


图11 井底点之图

群集産生K-3種

- 1種 始生地産生 (群1の標本)
- 2種 始生地産生 (浅間山系産生、火山灰産生を多数に、ワーム幼虫を少量含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 3種 始生地産生 (ワーム幼虫を含む、ワーム成虫を少量含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 4種 始生地産生 (ワーム産生、しより成虫は含まれない)
- 5種 始生地産生 (ワーム幼虫、ワームアップブロックを含む、ワーム成虫を少量含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 6種 始生地産生 (ワーム幼虫、ワームアップブロックを少量含む、成虫はしより成虫より多い、しより成虫の形態は似ていない)
- 7種 始生地産生 (成虫幼虫を含むと認められる、しより成虫は似ていない)
- 8種 始生地産生 (ワーム幼虫、火山灰産生を多数に含む、しよりはるかに稀性ではない)
- 9種 始生地産生 (ワーム幼虫、白色産生を少量含む、しよりはるかに稀性を示す)

群集産生K-4産生説明

- 1種 始生地産生 (群1の標本)
- 2種 始生地産生 (浅間山系産生、火山灰産生、ワーム幼虫、成虫幼虫を含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 3種 始生地産生 (火山灰産生を多数に、成虫の産生を含む、ワーム幼虫を少量含む、よくしよっているが似てはるかに似ていない)
- 4種 始生地産生 (ワーム幼虫を含む、ワーム成虫を少量含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 5種 始生地産生 (ワーム産生、しより成虫は含まれない)
- 6種 始生地産生 (ワーム幼虫、ワームアップブロック、火山灰産生を多数に含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 7種 始生地産生 (ワーム幼虫、ワームアップブロック、火山灰産生、成虫幼虫を含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 8種 始生地産生 (ワーム幼虫、ワームアップブロックを少量に含む、しよりはるかに稀性を示す)

A地点第2号産生群集産生説明

- 1種 始生地産生 (火山灰産生、白色産生を含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 2種 始生地産生 (ワーム幼虫、ワームアップブロック、火山灰産生を含む、しよりはるかに稀性を示す)
- 3種 始生地産生 (ワーム幼虫、ワームアップブロックを少量含む、しより成虫の形態は似ていない)
- 4種 始生地産生 (ワーム幼虫、ワームアップブロックを多数に含む、しよりはるかに稀性を示す)

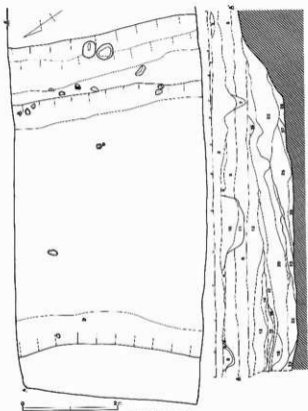


图12式 总的水火洞结构

大高遺跡土層説明

- 1層 暗茶褐色土（赤土の経層）
- 2層 暗褐色土（浅間山系A輝石、火山灰を多量に、ローム粒を少量含む。よくしまっているが粘性は低い）
- 3層 暗褐色土（2層に類似するが、浅間山系A輝石の含有量が少ない）
- 4層 暗褐色土（2層に類似するがA輝石の含有量が少なく軟質である）
- 5層 暗茶褐色土（火山灰粒を多量、ローム粒を少量含む。しまり粘性共に高い）
- 6層 暗茶褐色土（火山灰粒、ローム粒を均一に含む。しまり粘性共に高するが少々軟質である）
- 7層 暗茶褐色土（火山灰粒を多量に、ローム粒、浅間山系A輝石を少量含む。しまりはあるが粘性に低い）
- 8層 暗褐色土（2層と類似するが、浅間山系A輝石を多量に含む）
- 9層 暗茶褐色土（ローム粒、A輝石を均一に含む。しまりは高く粘性低い）
- 10層 暗褐色土（2層と類似するが、少量の炭化植物、焼土粒を含む）
- 11層 暗茶褐色土（火山灰粒を多量、ローム粒を少量含む。しまり粘性共に高い）
- 12層 茶褐色土（ローム・赤色・火山灰粒を少量含む。しまり粘性共に低い）
- 13層 褐色土（火山灰粒、ローム粒を微量含む。しまり粘性共に低い）
- 14層 暗茶褐色土（赤色粒、火山灰粒を少量含む。しまり粘性共に高する）
- 15層 暗茶褐色土（白色粒子、砂粒を含む。しまりは低い粘性である）
- 16層 暗茶褐色土（浅間山系B輝石の経層である。径2～3mmから微細粒の程度）
- 17層 暗褐色土（砂粒を少量含む。しまり粘性共に高するが17層の下部では粘土化している）
- 18層 暗茶褐色土（ローム粒を微量含む。よくしまっているが粘性は低い）
- 19層 茶褐色土（火山灰粒を多量に含む。しまり粘性共に高する）
- 20層 暗茶褐色土（ローム粒、火山灰粒を微量含む。しまり粘性共に低い）
- 21層 暗茶褐色土（褐色土中に多量の茶褐色土を混入する。しまり粘性共に低い）
- 22層 暗茶褐色土（ローム粒を少量、白色粒子を微量含む。しまり粘性共に低い）
- 23層 暗茶褐色土（小骨を多量に含む。しまり粘性共に低い）
- 24層 暗茶褐色土（ローム粒、ロームブロック、火山灰粒を含む。しまり粘性共に高する）
- 25層 茶褐色土（ローム粒を微量含む。しまり粘性共に高く粘土化の傾向にある）
- 26層 茶褐色砂（鉄分を多量に含む。よくしまっており粘性は低い）
- 27層 茶褐色土（小骨、砂粒を多量に、ローム粒を少量含む。しまりは高い粘性は低い）
- 28層 茶褐色土（ローム粒を少量、多数の鉄分を含む。しまり粘性共に高する）

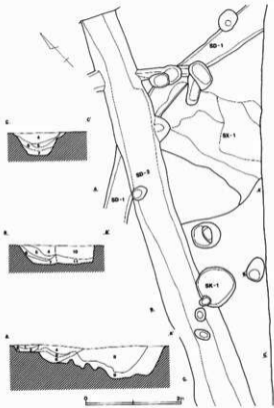


图12 鄂西地槽构造图 - 正文 - 1

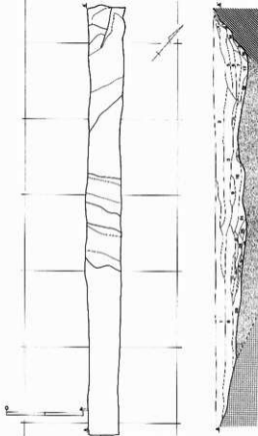


图14 黄河中游洛河C断面地质图

C 色点調整土層説明

- 1層 白地色土 (1～4層は調整層による色土の層編)
- 2層 暗褐色土
- 3層 黒褐色色土
- 4層 暗赤褐色土
- 5層 暗赤褐色土
- 6層 暗褐色土
- 7層 暗褐色土 (ロームアープ、大分河砂、小礫を少量含む、しより粘土質に強い)
- 8層 暗赤褐色土 (ローム砂、鉄分を少量含む、砂質に強くしよりは強い粘性はない)
- 9層 赤褐色土 (大分河砂を少量含む、粘土が強い状態でしより粘性面に強い)
- 10層 暗褐色土 (少量に腐植土が砂を含む)
- 11層 暗褐色土 (赤山河砂を少量に、ローム砂を少量含む、しより粘性面に強い)
- 12層 暗赤褐色土 (赤山ローム層)
- 13層 暗赤褐色土 (ローム砂を少量を含む、強くしよって粘り粘性強い)
- 14層 暗赤褐色土 (ローム砂、ロームアープ、小礫を少量を含む、しよるはない粘性面に強い)
- 15層 暗赤褐色土 (14層に類似するが、礫が多くなる色調も異なる)
- 16層 赤山河砂色土 (小礫、鉄分を含む、しよる粘性面に強い)
- 17層 暗赤褐色土 (鉄分を含む、粘土質でしよるも強い)
- 18層 暗赤褐色土 (ローム砂、大分河砂、鉄分を含む、砂質に強いがしよる粘性面に似する)
- 19層 暗赤褐色色土 (18層に類似するが、礫を含む割合が少なく砂を含む)
- 20層 暗赤褐色色土 (18層に類似するが礫は含まない)
- 21層 暗赤褐色色土 (19層に類似するが鉄分の含有量が多く下部は砂質に似する)
- 22層 暗褐色砂 (小礫砂、大分河砂を含む、しよるは強い粘性はない)
- 23層 暗褐色土 (赤山河砂、鉄砂を含む、粘土質でしよるは強い)
- 24層 暗赤褐色色土 (大分河砂、小礫を少量、鉄分を少量に含む、しよるは強い粘性はない)
- 25層 暗赤褐色色土 (24層に類似するが鉄分の含有量が多く色調は違っている)
- 26層 暗赤褐色色土 (鉄分と礫を少量に含む、しよる粘性面に強い、河成礫と混ざれる)
- 27層 暗褐色土 (河砂を少量に含む、しよる粘性面に強い)
- 28層 暗褐色砂 (鉄分を少量の含む、河成の礫を混濁でしよる粘性面はない)
- 29層 暗赤褐色色土 (河成砂、小礫、鉄分を少量に含む、しよる粘性面に強い)

2. 出土遺物の概要

出土遺物観察の視点

図示した遺物は第1号住居跡及び高下土溝の2遺構内土のものであり、通例順に示した。

観察者の表記

以下に観察者各項目の意味を記す。

番号は実測用番号・写真図版番号に対応している。

器種は慣習的に用いられている一般的な名称で記した。

大きさは/cmで示した。

坪については、口徑・器高、その他の器種については、口徑・底径・器高の順で表し、両径値の場合はその数値の間で、器定径の場合はひでくくった。

計測不能の場合は一とした。

口徑については、口縁を給ぶ器種の長さで表した。

成形手法や器種の特徴に関しては、縮小された実測図からでも容易に読みとることが出来ると思われる事項については加減として省略し、口縁の形状等、実測図からは読みとることが容易でないこと、または実測では表現できないと思われる事項についてのみ記述するようにした。

割製に関しては、ナデ、指によるココナデ（器面に沿った直方向のナデで指によると思われるもの）ナゲ割と略記)、敷貫水口状工具による割製（陶器に紙質の水口状工具等によると思われるもの）軌ハケと略記（注1）、ヘラ型り（ヘラ状工具により粘土のケズリ取りを行なったもの）ヘケと略記)、ヘラ型き（ヘラ状工具又はそれに類似する工具により粘土の表面を撫でて磨きにしたもの）ヘキと略記)、ヘラナデ（ヘラ状工具又はそれに類似するものにより粘土の表面を撫でたもの）ヘナと略記) で表した。

同一工具による連続的な部位に施された調整で単位の有るものは調整手法のあとに数字を記した。

例 軌ハケ3 3回の連続的な工程で軌ハケを施す。

なお、回転を伴う動作の回転方向の記述については、遺物を中心にあり、この時の上部の回転する方向について、時計方向・反時計方向それぞれ(順)(逆)と略記した。

粘土については肉眼観察によって含まれる鉱物の種類(名称不明の場合省略)、大きさ、風化度、含有量を略記した。略記法は以下の通りでこの順に記してある。

岩石・鉱物 c:チャート、s:片岩、q:石英、sr:長石、k:角閃石
m:雲母、r:赤色粒子、oo:不明粒子(ただしmは色、kは
色、rは赤、ooは白、sは黒)と略記

大きさ /mmで表示

風化度 a:未風化・肉質った b:やや風化・やや丸みを帯びた
c:風化・丸い

量 1:微量 2:少量 3:多少 4:やや多量 5:多量

例 a (M) c=mm位のやや風化した石炭多量を含む

なお、風化としての風化材の量が特異ある時は“風化”あるいは“風多”のように記した。

④は上層や地全体の状態を、⑤は土砂物表面の状態を表している。(注2)

色調については、⑥-⑧間 ⑨-⑪間 ⑫-⑬間で表した。

備考欄の各個体の記号量は、実測図で示されている部分に対しての大きさから積存部の割合を示した。

積存率が低いものについては積存率10%同様に実測し記し記した。

Mは①は作図した個体の積存率である。

なお、作図法は、以下の通りである。

クズリの方角について一般時には一で表し、定方向の積存としたクズリの場合は一で書幅・尺書させて表している。

原則として遺物の図は

- ・外形を土線
- ・中心線と中線
- ・調整の定換点を細線
- ・凸形凸線の定換点を粗線
- ・調整などによる微妙な凸形を粗線細線
- ・調整の定換点と凸形の定換点を重ねるときに支線
- ・同一の工具による調整で工具定位の違いが明らかるときは粗線細線

を示した。

積み上げ板は積層できるもののみ模式的に表現した。水層なものについては記していないので積み上げ単位が乱れている。

土層板は断面図を白線で、風化層はトーンで表した。

(大塚遺跡)

注

① 〇、結合促進剤目、敷文参照

② 土層板作図時に、調整を表現しこれを表したので、積存時の進行、つまり、西側部の風化状態について特に記した。

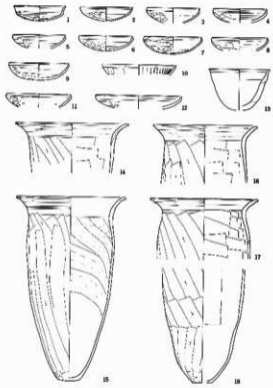


图102 1号位群化石(局部)

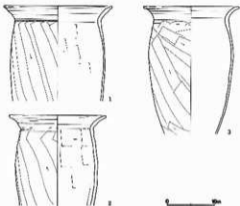


图1 1号住居址出土器物正

出土器物一览表

图一 1号住居址出土器物一览表(图1、4图)

编号	名称	尺寸	形状与纹饰	纹饰与特征	出土位置	备注
1	A	11.7	口部广而底部窄的广口器	口部广而底部窄的广口器	纹饰与特征	1/4 器
		2.1	水	口部广而底部窄的广口器	纹饰与特征	12-14号器
2	B	11.8	口部广而底部窄的广口器	口部广而底部窄的广口器	纹饰与特征	1/4 器
		2.2	水	口部广而底部窄的广口器	纹饰与特征	12-14号器
3	A	10.3	口部广而底部窄的广口器	口部广而底部窄的广口器	纹饰与特征	1/4 器
		0.2	水	口部广而底部窄的广口器	纹饰与特征	12-14号器

番号・名称	人数	成り立ち・募集の形態	設置予定の年数	教員・志願	備考
4 部	11.0 11.0		1期は2年制、内職は2年制、専攻は、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型 専攻型	1/3 1期～2期履上 募集1～20
5 部	10.7 12.0	国産野菜生産技術士や中級士 募集の形態がある	1期は2年制、内職は2年制、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型	1/4 1期～履上 募集1～24
6 部 10-2	11.0 11.2	国産野菜生産技術士 育成 専攻型より募集される 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型	1期は2年制、内職は2年制、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型	1/3 1期～専上 募集1～2
7 部 10-5	11.0 11.7	国産野菜生産技術士 育成 専攻型によって募集される 専攻型専攻型	1期は2年制、内職は2年制、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型	1/2 1期～専上 募集1～3
8 部 10-8	11.0 11.0	国産野菜生産技術士や中級士 募集の形態がある	1期は2年制、内職は2年制、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型	1/3 1期～2期履上 募集1～9
9 部 10-4	11.2 11.0	国産野菜生産技術士育成 専攻型によって募集される 専攻型専攻型専攻型専攻型	1期は2年制、内職は2年制、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型	1/3 1期～履上 募集1～4
10 部	12.4 12.0	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型	1期は2年制、内職は2年制、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型	1/3 1期～2期外 募集1～18
11 部	11.2 12.0		1期は2年制、内職は2年制、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型	1/3 1期～2期履上 募集1～18
12 部	11.0 11.0	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型	1期は2年制、内職は2年制、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型、専攻型	専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型 専攻型専攻型専攻型専攻型	1期～2期履上 募集1～9

番号	名称	大きさ	成り立ち - 主要の用途	主要子造の特徴	形状・色澤	備考
13	餅	12.5	白粉に大粒を細粉したもの	1) 粉はオナ粉 外国は粉ハ オコナ粉 内産は粉ハオ、 オナ粉、オコナ粉	色の浅黄から黄褐色中 軟質 湿度 94.0-96.0	1/4 1) 色-黄、1 湿度 9-18
14	餅	12.2	オコナより細粉へのちのち が1割に占められ、糊状物と なっている。粉粒により硬 度が低くなっている。湿度 多少高	1) 粉はオナ粉 外国は粉ハ オコナ粉 粉ハオ 湿度が オコナ、内産は1割がオコナ 粉 湿度が粉オコナ	色の浅黄褐色の硬質 ①湿度 94.0-96.0 ②湿度 93.0-95.0	1/4 1) 色-黄土 湿度 9-12
15	餅	12.4 4.4 (12.8)	1) 粉はオコナ粉の糊状物と 粉粒とをい	1) 粉はオコナ粉 外国は粉ハ オコナ粉 オコナ粉 粉ハオ オコナ粉 粉ハオ 湿度が粉 オコナ粉 内産は1割が オコナ粉 湿度が粉オコナ オ	色の浅黄褐色の硬質 湿度 94.0-96.0 ②湿度 93.0-95.0 ③湿度 92.0-94.0	1/4 1) 色-黄土 ①湿度 9-12 ②湿度 7-12 ③湿度 7-12
16	餅	12.3 (12.4)	粉粒により硬さが低くなっ ている。湿度多少低い	1) 粉はオコナ粉 外国は粉ハ オコナ粉 オ 湿度がオコ ナ粉 内産は1割がオコナ粉 湿度 が粉オコナ	色の浅黄褐色の硬質 湿度 94.0-96.0 ②湿度 93.0-95.0	1/4 1) 色-黄土 湿度 9-12
17	餅	12.9 — (12.4)		1) 粉はオコナ粉 外国は粉ハ オコナ粉 粉ハオ 湿度が オコナ 内産は1割がオコナ粉 湿度が粉オコナ	色の浅黄から内産黄 ①湿度 94.0	1/4 1) 色-黄土 湿度 9-12
18	餅	— 4.3 94.0	湿度多少がやや高	1) 粉はオコナ粉 内産は粉ハ オコナ粉 湿度が粉オコナ	色の浅黄褐色の硬質 湿度 94.0 ②湿度 93.0-95.0 ③湿度 92.0	1/4 1) 色-黄土 ②湿度 9-12 ③湿度 7-12
19	餅	12.4 — (12.5)	1) 粉はオコナ粉の糊状物と オコナ粉を い	1) 粉はオコナ粉 外国は粉ハ オコナ粉 粉ハオ 湿度が オコナ 内産は1割がオコナ粉 湿度が粉オコナ	色の浅黄褐色の一様 湿度 94.0-96.0 ②湿度 93.0-95.0	1/4 1) 色-黄、1 湿度 9-12
20	餅	12.9 — (12.0)	1) 粉、粉粒境界に多い粉を い	1) 粉はオコナ粉 外国は粉ハ オコナ粉 粉ハオ 湿度が オコナ粉 内産は1割がオコナ 粉 オコナ粉 湿度が粉オコ ナ	色の浅黄褐色の硬質 ①湿度 94.0-96.0 ②湿度 93.0-95.0 ③湿度 92.0	1/4 1) 色-オコナ 湿度 9-12
21	餅	12.4 (12.5)	1) 粉、粉粒境界にオコナに 多いオコナ粉と粉をい	1) 粉はオコナ粉 外国は粉ハ オコナ粉 オコナ粉 粉ハオ ② 湿度がオコナ 内産は1 割がオコナ粉 湿度がオコ ナ	色の浅黄褐色の硬質 湿度 94.0 ②湿度 93.0-95.0	1/4 1) 色-黄土 湿度 9-12



图174 大冢上層出土遺物

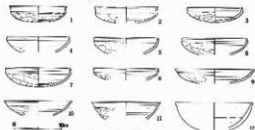


图175 大冢下層出土遺物

图一2 大冢上層出土遺物分類表(續前圖)

番号	品類	大きさ	形状・用途・発掘の位置	調査方法の概要	出土・色澤	備考
27 1	杯	12.3	片断に認められる最も小さいもの	口縁は若干曲、片断に認められる限り、ハナハチの縁がハナハチ、底は平	石炭酸処理後の遺物	1/10 大冢上層
			3.5			褐色の灰
27 2	杯	11.4	断面から3層まで認められる	口縁は若干曲、内縁は若干曲、ハナハチ、外縁はハナハチ、底は平	石炭酸処理後の遺物	1/1
			3.5	両面に斜線模様	片断に認められる限り、ハナハチの縁がハナハチ、底は平	褐色の灰

番号	題名	大正11	成程字遣・語彙の解説	詞彙下位の付録	取上・内容	備考
3	辞	14.4 4.1		1) 類はコナ形 外語はコナ形、ヘト 内語は類ハナ、類ナラ	1) 類はコナ形 外語はコナ形 類はコナ形 類ハナ、類ナラ 少風化 $q(1a)$ $ar(1a)$	1/4 大蔵上巻 類別1-10
4	辞	15.1 (3.5)	1) 語類下位の成程時の構文上の類を類ナ	1) 類はコナ形 外語は類ハナ、ナラ、ヘト 内語は類ハナ、コナ形	1) 類はコナ形 外語はコナ形 類はコナ形 類ハナ、類ナラ 類化 $ar(1a)$ $k(1a)$ 類化	1/4 大蔵上巻 類別1-10
5	辞	15.4 (3.6)		1) 類はコナ形 外語は類ハナ、類ナラ、ヘト 内語はコナ形、類ハナ	1) 類はコナ形 外語はコナ形 外語類ナラ類化 $q(1a)$ $ar(1a)$	1/4 大蔵上巻 類別1-10
6	辞	14.4 (3.7)		1) 類はコナ形 外語はコナ形、類ハナ、コナ形、ナラヘト、内語は類ハナ、コナ形、類ハナ、類ナラ	1) 類はコナ形 外語はコナ形 外語類ハナ類化 コナ形類化 $q(1a)$ $ar(1a)$ $k(1a)$	1/4 大蔵上巻 類別1-10
7	辞	14.3 (3.5)		1) 類はコナ形 外語は類ハナ、コナ形、類ハナ 内語は類ハナ	1) 類はコナ形 外語はコナ形 外語類ハナ類化 $q(1a)$ $k(1a)$	1/4 大蔵上巻 類別1-10
8	詞彙 付録	— 4.5 (3.8)		外語はコナ形、類ハナ、コナ形 内語はコナ形	外語はコナ形 外語類化 外語類ハナ類化 $ar(1a)$ 類化	1/4 大蔵上巻 類別1-10
9	詞彙 類別 付録	— 4.4 (3.3)		外語はコナ形 内語はコナ形、類ハナ、コナ形、ナラヘト、内語はコナ形、類ハナ、類ナラ	1) 類はコナ形 外語はコナ形 外語類ハナ類化 外語類ハナ類化 外語類ハナ類化 $1=ar(1a)$ 類化 $q(1a)$ $k(1a)$	大蔵上巻 大蔵 類別1-10
10	詞彙 類別	14.1 14.5		1) 類はコナ形 内語はコナ形	1) 類はコナ形 外語はコナ形 類化 $q(1a)$ $ar(1a)$	1/4 大蔵 類別1-10
11	詞彙 類別	14.5 4.1 4.1		1) 類はコナ形 外語はコナ形 内語はコナ形、類ハナ、コナ形、ナラヘト、内語はコナ形、類ハナ、類ナラ	1) 類はコナ形 外語はコナ形 外語類ハナ類化 外語類ハナ類化 外語類ハナ類化 $q(1a)$ $ar(1a)$ $q(1a)$ $q(1a)$ $k(1a)$ $ar(1a)$	1/4 大蔵1-10 類別1-10

層号	層名	土層名	試定手法・採取の形態	試定手法の特徴	出土・出處	備考
12	中層 A	— 7.3 (層) 13.0		内面より掘 直型手掘機 内面へのコソリブ	内面的な褐色の土層 硬土層	1/1 大塚 No.3 層厚10-20

表-3 大塚下層出土遺物観察表 (第14回)

層号	層名	土層名	試定手法・採取の形態	試定手法の特徴	出土・出處	備考
14 15 15-9	中 B	11.0 1.3 25.9	全体的に磁器は薄い。赤褐色の土層で、赤く染み入る。	コソリブより掘、内面は鉄ハケ、鉄ナブ、内面は内面から掘、鉄ナブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中	1/1 大塚下層遺物 層厚10-15
16 16-4	中 B	23.2 (3.4)		コソリブより掘、内面は鉄ハケ、鉄ナブ、鉄ナブコソリブ、内面はコソリブ、鉄ナブ、鉄ナブコソリブ	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中	1/1 大塚No.3 層厚10-15
17 17-3	中 B	11.3 4.3	全体的に磁器は薄い。	コソリブより掘、内面は鉄ハケ、鉄ナブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中	1/1 大塚下層遺物 層厚10-15
18 18-2	中 B	13.8 0.0	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中	コソリブより掘、内面は鉄ハケ、鉄ナブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中	1/1 大塚下層遺物 層厚10-15
19 19-4	中 B	14.2 0.0	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中	コソリブより掘、内面は鉄ハケ、鉄ナブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中	1/1 大塚下層遺物 層厚10-15
20 20-7	中 B	13.1 0.0		コソリブより掘、内面は鉄ハケ、鉄ナブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中	1/1 大塚下層遺物 層厚10-15
21 21-4	中 B	13.3 4.0		コソリブより掘、内面は鉄ハケ、鉄ナブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ、鉄ナブコソリブ	内面的な褐色の土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中 硬土層の中	1/1 大塚下層遺物 層厚10-15

番号	品名	入寸寸	構成手法・取付の形態	取付位置の寸法	固定・取付	備考
8	16	15.1 15.4		11面は7寸面、外周は取付 寸、面7寸、へ7 内周は 取付寸、寸寸面、取付寸、 寸寸面	取付面は取付面取付 取付面は取付面取付 取付面 取付面 4(1x1)	1/4 大径寸取付面 取付面寸
9	16	16.1 15.9		11面は7寸面、外周は7寸 寸、取付寸、寸寸面、取付 寸、へ7 内周は7寸面、 取付寸、取付寸	取付面は取付面取付 寸寸面は寸寸面寸寸面 寸寸面寸寸面	1/4 大径寸取付面 取付面寸
10	16	16.1 15.9		11面は7寸面、外周は取付 寸、へ7 内周は寸寸面、 取付寸、寸寸面	取付面は取付面取付 寸寸面は寸寸面寸寸面 寸寸面寸寸面	1/4 大径寸取付面 取付面寸
11	16	16.1 15.9		11面は7寸面、外周は取付 寸、面7寸、へ7寸 内周は 取付寸、寸寸面、取付寸、 寸寸面	取付面は取付面取付寸 寸寸面は寸寸面寸寸面 寸寸面寸寸面寸寸面 寸寸面寸寸面寸寸面	1/4 大径寸寸寸面 取付面寸
12	16	16.0 15.8		内周は寸寸面寸寸面寸寸 寸	取付面は取付面寸寸面 寸寸面は寸寸面寸寸面 寸寸面寸寸面寸寸面 寸寸面寸寸面寸寸面 寸寸面寸寸面寸寸面 寸寸面寸寸面寸寸面	1/4 大径寸寸寸面 取付面寸

第IV章 「真下大講」と周辺集落の相対年代

1. 周辺集落における土器編年

真下地区東部部の貝塚からは前述のように住居址1軒、大溝1本が検出されている。又、半田谷貝塚では、同様な時期の、煎茶窯、古灰缸、八幡土師器、今から、立野釜などの遺物が調査されている。そしてこれらの遺跡からは該郡の遺跡中、同一のものと認められる大溝が検出されている。ここでは、当該的相関年代の指標として、これらの遺跡の相対的な年代を推定してみたい。

赤松氏の編年表

上述の遺跡からの出土遺物については報告者の赤松浩一氏によって編年表が提出されている。赤松氏は、1989年に八幡土師器遺跡住居の掘文中で、1987年には出土番号のシンボジウム、1988年には河原塚・赤松戸遺跡の掘文中で該郡の土師器を検出され、最終的には7世紀中葉から10世紀前半までの土層層について明確な分期を行っている(図1)。

この内の北武蔵遺跡の相関関係については、まず、

層位Ⅱ：土師器を強く押さつけ内外面をつよみ出して器面を磨り出す
層位Ⅲ：その残存が強い

層位Ⅳ：上方へ引き上げて磨きを返し、土師器器面を磨り出す。

と記した説明を行い、これらを時間軸として北武蔵遺跡の遺物を「層位Ⅰ内溝ⅠⅡⅢ」として記し、十勝郡製鉄(埋土)の年代化とされている。

遺物表については、Ⅰ層：10a前後、Ⅱ層：11-12a、Ⅲ層：13-15a、Ⅳ層：15a以上大型群、のように分期されて、北武蔵遺跡の60%部分が土器年代化がすでに認められることを指摘されている。

なお、年代表についても次のようなおおまかな目安を示されている。

Ⅰ：2世紀(今井石2)：黒土器は小形の蓋と坪を共にさせる造り込型の器(2段筒)
7世紀中葉

Ⅱ：2段筒(八幡A1)：器内面の紐(7段) 焼鳥・高取皿 7世紀末-10世紀

Ⅲ：2段筒(今井石5)：4層への移行、灰量過多のタイプを欠く 7世紀末-10世紀

Ⅳ：2段筒(立野釜2)：市販の焼瓶、7段筒群の7段の焼瓶、立野釜2位から焼鳥・高取皿 8世紀末-10世紀

Ⅴ：2段筒(目-7)：器底のみ、器底は浅い、7層はこの時期まである焼瓶もこの取土層から小形律呂 4・6 8世紀第2四半期

以下では、前述の赤松氏によって提示された相関表、年代表に準拠して、真下地区東部部で検出された住居址と溝についての年代等を検討してみたい。なお、検討の対象とするのは、当該的な遺物であり、且つ赤松氏の編年の対象となっている、北武蔵遺土層層子の系統上に位置するものである。

2. 真下塚東遺跡出土遺物

はじめに1号住居址の出土遺物について見てみよう。

1号住居出土遺物

1号住居址出土の土師器等は、口辺部の縁高が比較的緩やかで、やや肉肉気味と云える程度であって、後部の縁高についてもやや鋭い等の特徴を伴っており、従来の赤飯輪年に対照するならば、第3段階（以下単に第Ⅲ段階と呼ぶ）の中で捉えることができる。口部内面が丸く五線状に彫摩する傾向が顕著なことも該期の特徴である。第3段階はおよそ7世紀の東西半期に想定されている。なお、そのほかにも、小振りの特徴杯(1)や短文を伴ったやや硬質の杯(2)、器高が低く多少口部の大きい土師壺型杯と同様の手法による杯(3)等が出土している。

大塚山出土遺物

次に真下大塚からの出土遺物について見てみよう。

真下大塚からの出土遺物は、相対的に上層と下層に分けて取り上げられている。ここでは大塚の年代の上層を捉えるために、下層出土遺物について検討してみよう。

下層出土遺物のうち杯類は、いくらかの段階があり、単一の時期とは考えられないが、中でも古い特徴を呈し、土師を煮すと考えられる遺物(3、4、5、7)は他の1号住居址出土遺物の全体を占める杯類に比したとき、大振りなものに重量分布の中心が移っていることや、口部内面の丸く彫摩する度合いが鋭い等、やや原始的な特徴を示している。杯類の組成中での位置の高よりも、特徴的であろう。赤飯輪年では、やはり第3段階の中で捉えることの出来るものである。

遺物類別の年代

このように、1号住居、大塚下層ともに第3期として捉えられたが、両者の遺物を比較したときにその差は明白で、明らかに1号住居址が古い特徴を呈しており、両者の厚層には、いくらかのヒアナスがあるように思われる。いずれも第3期として捉えられるとはいえず、1号住居址→真下大塚といった関係を認めることが出来るよう。

ここで、真下大塚下層出土遺物を真下大塚の上層同ち、同層年代に相当に近いものと考えた時、(1)住→大塚」といった前後関係が捉えられる。

3. 真下大塚と集落

見上層には、半透輝の磁器に所謂大塚と呼んでいる遺物がいくつか存在する。これらについては従来、遺式によって分類が考案されており、各々の年代なども整理されている。この中で真下大塚の下層と想定されている杯類・古井戸遺跡の土師は、前述の遺層式によって編年されており、出土遺物中であ

真下大造の年代

る割合が非常に低少であるとは言うものの第3期からの遺物が出土している。つまり、真下大造についてはその初期的な遺物は第3期であり、同一の施設と考えられる新島塚・古井戸遺跡の大造についても初期的な遺物は第3期である。なお、先の新島塚・古井戸遺跡の集落の出現も同様に第3期からであるが、多岐の年代測定は低少で、新しい情報がみられるのは、第3期前半からである。

佐原集落上の土層と異なり、溝から出土する土器は器種の多岐と直線的な関係が得難いことが特徴である。ここで、溝から抽出された土器片の大部分を産人物と想定するならば、一般的にその産入源は信州秋田地方の土師陶に位置している佐原社などの生産域であって、真上遺物の初期的なものを以て時期の決定が行い得るとは言いきれない点を承認しなければならぬ。このような点から、あらためて捉え直して見るならば、大造出土の第3期に該当する遺物は、より上流の例えば真下塚集落等からの産人物であると考えられた。大造の調査年代も誤差としておおよそよいであろう。ここで各遺物を相対的に年代順に整理するならば、

遺跡群別の年代

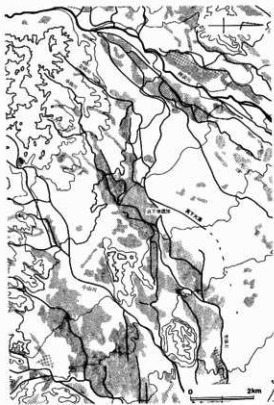
今井遺跡群(堀一真下地) (Ⅰ→大造)→新島塚遺跡群

となり、基本的に真下と今井などの集落があり、続いてこれらを繋ぐような形で真下大造が作られ、次に約集落の中間地帯で大造より前期に集落が展開したと考えられる。

(大 塚 道 則)

注

- (1) 新島塚・古井戸遺跡の出土遺物については、赤塚浩一氏は懇切な解説を得、真上遺物群像の機会を与えて頂いた。敬意として感謝したい。



第11図 高下丸尾沼の水系と水質

第V章 古代児玉郡の開発と真下大溝

— 古代用水史と地域開発史の視点 —

はじめに

真下郡地域の開発史と中世初段階の歴史は、近年、用水・治水史を軸に展開し、活発な進展がある。しかし、その史論の軸軸を成す「九瀬用水」の開発の年代については、きわめて空想的な解釈がなされており、不安定な基礎の上で理論的展開が行われているといつてよい。このような基本的視域について本論討のまよひらの論議に引き付け、児玉郡の基幹的治水系統である「九瀬用水」の発展を取り巻くならば、この地域の具体的な歴史的背景から導き出すことは明白であろう。

真下郡東邊部において開発された古代の大溝遺跡は、本流跡であると想定され、しかも本流跡や支流跡跡で検出された大溝遺跡と同一の遺構であると考えることのできるものである。さらに、この遺跡は「九瀬用水」から取水したものであると想定されるところから、このような地域的な用水史に接近する為の良好な資料であるといつてよいであろう。

本稿の視点

児玉郡を中心とする用水・治水については、近年の中世史を中心とする民間意識の高揚に対する考古学からの見解を提示する要請がある。しかし、地域史に関わる研究は、その資料的な制約から基本的な方法が体系化されておらず、現地調査の有効性を確認する方法もまた想定できていないといつてよい。したがって、地域史についての今日的な研究は、このような基本的な方法の適切な展開を両立しつつ、地域の史料的な資源を克服する方法論的な探求による歴史の展覧が果たされるべきならぬのであろう。

児玉郡の古代用水史の問題については、かつて「古代児玉郡の上瀬利用と村沢の灌漑」（鈴木、1984）等において問題提起を行ってきた経緯もあり、本流跡で検出された大溝遺跡の分析に本流跡や支流跡跡で検出された大溝遺跡を軸とする近年の見聞調査事例を加え再論を試みたい。ここでは、真下郡東邊部を中心とする具体的事例を通して、児玉郡の用水史への接近の試みとして幾つかの問題提起を行い、併せて本流内始の用水史の一環を成す「久城水」の問題についても検討して行きたい。

1. 「真下大溝」と「九瀬用水」

真下郡東邊部で検出された大溝遺跡は、その制水路の延長上に沿河部遺跡で

提出された大溝が存在し、畑作の利便路の指定路線が直線上に重複するところから、この河川沿いで抽出された大溝遺構はこの路線上に連続するものと考えることが出来る。また、神田町真下地区遺跡においてもこれらの指定路線上に連なる溝状遺構が抽出されており、武蔵的に構築された大溝であることが想定される(注1)。さらに、真下指定遺跡と狩籠塚遺跡で抽出された大溝遺構からは、年代的にも縄文前期と考えることのできる土器群を出土している(図版、199頁)以上のことから、これらの大溝遺構は、丸瀬川水付近より真下地区遺跡、真下指定遺跡を経て狩籠塚遺跡に至る直線的な路線をとると考えられるものであり、遺構の掘出していた時期のしからも無理なく同一の遺構と想定しうるものである(注2)。

大溝の由来

この同一の大溝遺構は、各々遺跡を巡して分布するのは僅に傾斜を勘弁するばかりでなく、遺構の配列と傾斜に調整が生じていると考えられるため、ここでこの一連の大溝遺構を「真下大溝」と呼称することにして、

調査の目的

この「真下大溝」の構造は、抽出された溝断面の状況や埋没物の状況から調査する水溝の構造を認めることが出来るものであり、調査の目的で調査されたものと想定される。しかし、この大溝の由来に積極的な調査すべし水溝が想定しよないところから水田灌溉用の水路と考えることは難しい。真下大溝は、その構築していた年代が縄文前期以降に属していることが出土遺物等によって想定され、さらにその位置が狩籠塚遺跡の集落内に属しているところから集落の存在期間には既に用水として機能していたとみてよい。したがって真下大溝は、縄文時代の想定されるように、これらの集落群と有機的な関連をもっているものと考えることが出来る。かつて狩籠塚・古井戸遺跡の集落との関係において、この大溝遺構の構築の目的に排水路的な役割の目的を想定したことがあるが、集落内に排水を引き込んでいる状況から考えるならば、集落の生活用水を得るという役割を、果たすることはできないであろう。また、真下大溝に付随する排水については、既に生活用水としての目的を想定できようが、地層の明らかでないものも存在するようであり、狩籠塚遺跡以来の地層の発掘と併せて今後の検討を必要としている。

真下大溝は、半生台地帯を縦断するように構築されており、この台地上に自然的な水脈が認められないところから、その水脈が構築となる。この大溝の水源は、丸瀬川水に隣接する神田町真下地区遺跡に直線的に属していることから、この武蔵の直線上に存在しているものと想定されるものである。この経路上は、現丸瀬川水の取水点が抽出し、真下指定遺跡や狩籠塚遺跡において溝断面にかかりの水溝の構造が認められるところから、丸瀬川水に属して掘削した水脈から引き水していたと考えることが出来るものであり、「丸瀬川水」の調査

年代や性質を考慮の上で、墓室が破壊を与えたものであるといつてよいであろう。

墓室との関係

群龍塚・六井戸遺跡等の本所合地に穴地する大塚墳墓室は、全型水田に於いて点散し、これらの本田の掘削時期と比較的近い時期に墓室が設置されたものと想定されるところから結構的に相互の関係を設定してよいであろう。したがって真下大塚は、その直線的な阿曇部やその位階から、墓室の形骸や遺品の本型墓室の関係をもちながら対面的に設置されたものであると考えてよい。「九郎用水」の阿曇は、同様で想定したように古代に設置されたものであり、墓室や全型水田と有形的に関係しているものであることが、その後の資料的な増加によって更に具体的水準で明確になりつつあるといつてよい。

墓室との関係

群龍塚・六井戸遺跡においては、真下大塚の位置に墓室が関係せず、墓室の設置に関わる阿曇部をとつていたことが想定される。つまりこの大塚は、墓室の設置を意図したものを、あるいは墓室に想定されたものであると考えられ、半田から採出される遺物の土器や瓦葺遺跡の古例から推して、真下塚墓室の形成期前後から群龍塚遺跡の形成期にかけて埋葬されたものと想定することができよう。

八幡太神原遺跡や定野南遺跡あるいは真下塚遺跡のように異形式でも比較的古い層を出土する大塚期層以前と思われる墓室は、真下大塚の近傍にも位階を見せているが、群龍塚・六井戸遺跡や真中の墓室等は大塚の南側に点散し、古い墓室が阿曇部された状況が認められ、前者を真野期第一次墓室、後者を真野期第二次墓室としてもよい。これらの墓室の形成時期から、前者の墓室の形成が概して5世紀前半と7世紀前半から8世紀初頭に行われたことも端的に示しており、近隣の丹波町立阿曇部遺跡等の例を考慮するとき、この真野期第二次墓室の形成は比較的近期に行われたことを予想させるものである。とくに、群龍塚墓室の設置には、真下大塚の制墓を前提とする部分があり、公共性の強い阿曇部の開発と編成を前提とするところから、この墓室もまた形式的に編成された部分を含めるべきであろう。このような7世紀前半から8世紀初頭に至る間の墓室の變化は、この領域の墓室が律令的な墓室に編成されて行く過程を反映していると考えてよいが、年代推定の根拠となる土器等の標準年代の推定を前提にしない変異を前提は認めべきであろう。

真下町と真下地区の全型水田遺構は、近年の発掘調査によって異形式土石の完形墓を含む遺構遺構が既述の全型水田の下に検出されるなど、少なくとも8世紀代には展開していた可能性が窺われる。したがって群龍塚阿曇部墓室の設置によって全型水田の開発が開始されている可能性をも考慮しなければならぬことを示すものである。八幡用水中世阿曇部に拡張した場合は、現在にか



圖30 黔江大橋及河流水



大瀬川の流域については（水原、昭和）による

いてこの区域を中心とする流量水田を灌漑しているのが「九郎用水」であること
とから、古代においてこれらの水田ほどの様に灌漑していたのかを推定する必
要があらう(注3)。

宮九郎用水

古代における宮九郎用水田の灌漑について考える上で、足立町朝向遺跡の発
掘調査によって検出された九郎用水に該当する古代水田跡が位置される(注4)。
この水田跡は、堀九郎用水の両岸の富層上に検出されたものであり、九郎用水
の古い灌漑水路すなわち「古九郎用水」の灌漑路線であると推定されるもので
ある。

この水田跡からは土師器小皿片等の遺失を見るが、断片的に年代を推定できる
資料ではない。この水田跡が検出していた年代は、出土遺物によって推定する
ことが困難であるとはいえ、浅間山が軽石の降層が遺構の上層を覆い年代を
推定していることに注目すべきであろう。しかし、武治作遺跡跡の埋蔵層を年
代推定の標準にする場合は、一定の留意が必要である。例えば水平律田手後、
足立朝向跡の調査に伴って調査された保水跡の調査において、保水跡の上層から
浅間山系人軽石の降層が検出されていることに注意すべきである。このよう
な軽石の降層の埋蔵状態は、この保水跡の周囲の黄土層に比較的多く混入して
いる軽石が雨水と共に混入し洗い出されて風層を形成したという状況を推定さ
せるものである。つまり、1253年(天明3年)に降伏したこの軽石は、1840年
代以降に顕著されたことの確実な保水跡中において風層を形成しているのでは
ある。この世、180年以上もの年代的懸隔があるところから、水田中の軽石の埋蔵
によって富層に灌漑内の軽石埋蔵層の相年代とする考えは、疑問されるべきで
あろう。

宮九郎の年代

ともあれ、この灌漑遺跡で検出された大溝の構築年代は、8軽石層以下に埋
積する瓦葺層の富層跡を多く含む水田の痕跡の比較的潤滑な土層を挟んで本系
の大溝の痕跡となることから、この溝が構築していた時期は古代に遡ることは
確実であろう。またこの大溝は、その上部に厚い埋蔵層を挟んで浅間山系人軽
石を含む水田黄土層があり、水田跡において検出された軽石の降層は降伏以
降層に覆れた年代に帰したものである可能性を排除することができる。した
がって、この大溝の構築していた年代は、浅間山が軽石の降層以下にこれ
を含まない富層土が埋積しているところから浅間山の降層以降に遡るものでは
ないことは確実であり、軽石層の埋蔵も降層から著しく年代的懸隔を有するもの
ではないと考えられることができる。また埋蔵層の上層については、新島町の豊
層である堀向遺跡の埋蔵層を分析しており該期以降の調査であることを断片的に
指摘している。このことから、この大溝構築の構築年代は古代に遡ることは確
実であり、少なくとも新島原以降、12世紀前後の浅間山降伏後の後の年代内に

収まるものであると置いて差し支えないであろう。

この大溝の掘土は、先の将監軍遺跡や高下大溝跡で検出された高下大溝の掘土が多くの砂層を含んでいるのに対して砂層の層数は少なく、比較的統一的な水質を窺わせる地質状態を呈していることに注目してみたい。一方で、このような地質の状態から、この「古丸瀬用水」の水源を神流川に求めるのではなく、伝統的な水層からの取水を想定することもできない訳ではない。ここで、見立集水所遺跡の水層や「古丸瀬用水」の水層の質態について検討してみよう。

古丸瀬の水質

「丸瀬用水」の水質あるいは古代の灌漑用水には、一般に丸瀬川の自然の水質である金徳川・赤松川の水質の混入を想定したと考える場合が多いようである。しかし、赤松川による灌漑は、『新編武蔵風土記略』によると、惣谷村では「取水は赤松川を引込流す、其足る所は村内の田舎を以神」とあり、岡地村においても「取水は村内に御神を過ぎ、且赤松川といへる高下大溝の側より、堰築をもて水田に流す」とある。さらにこの赤松川灌漑区域に相当する地区では、赤松川と堰築の併用によって灌漑しているとはいえ、取水は不足ながらも堰築が堰き認められることも押さえるべきであろう。また、金徳川についても、惣谷村において「取水を引て用水とし、堰築せず」とあり、近世においても流域に灌漑する程の豊富な水量があったと考えることはできない。もちろん、近世におけるこれらの河川の水質を直接古代に遡らせて考える訳には行かないであろうが、古代における灌漑用水を考える上での参考になる。

「丸瀬用水」の中世期灌漑者は、古代集水所の灌漑用水を金徳川・赤松川水系の水質に依存していたものと想定されているが、不足ながらもこの水系の水質層を更に併用し、水質的性質を有する高下大溝を調整したものと考えることは難しい。むしろ、この大溝の掘る「丸瀬用水」は、基本的に先の水質の不足する金徳川・赤松川水系以外の水質源として、神流川水系の側溝である神流川水系の水を引き込んでいたものと捉える方が合理的であろう。赤松川築工に伴って開削されたと考えられる上野下区域の水門の灌漑を考えると、従来の水質を超えた水質の確保が集水所灌漑の位置であると考えられるであろう。

古丸瀬の灌漑

このように考えるとすれば、古丸瀬用水の水質は、赤松川に水を供給する必要のない灌漑やあがく侵入する灌漑については、将監軍遺跡等の築造前後の高下大溝に水を落とす灌漑の存在を想定するべきであろう。あるいは灌漑のように乾「赤松川」に分水していたと想定するならば、この「赤松川」にも放水していたと考えられるべきであろう。つまり、この両水路に放水する水量を調整する灌漑が水山灌漑に置換するといふ築造後の大溝に大量の水がもたらされたこと

のひとつの前段階であろう。つまり、日常の生活用水として利用すると同時に、灌漑の副産物たる排水の副産物を蓄積しているところに、真下大溝と古丸堰用水に関する副産物確保の特色があるものと想定しておきたい。

2. 児玉郡における古代用水史の概観

児玉郡における古代の開発を考えると、「古丸堰用水」の開発は一つの大きな画期であると考えることができる。この治水史の概観と、灌漑の設置や排水の施工がほぼ同一時期に行われていることは、この用水の開発に伴って古墳時代までの水利と灌漑の関係に大きな変化をもたらしたことを容易に予想させる。ここでは、この古丸堰用水の開発を契機とする契機について考えてみよう。

河野隆一・吉井戸重雄は、高瀬期に前段に設けられた灌漑の設置を「計画灌漑」ともされる計画的設置にかかる灌漑である（河野）。さらに、この灌漑に隣接するように児玉町比ノ内遺跡（河内）や真下堰水遺跡等の古墳・平安時代の比較的大規模な集落跡が、若干の空白地を隔ちながら本邦各地の沖積地に散在する遺跡群を中心に連綿している状態を認めることができる。河野隆一・吉井戸重雄の集落形成期と比較的古い時期の灌漑の設置はこの地域においては一般的のものであり、真実寺遺跡に設定された集落が同程度またはより早期を示すものである。このような集落の出現は、集落の西側に設けて次々と排水用水を蓄積しているところから、この真下堰用水を施工しその灌漑を確保するための古池であると考えると始めて合理的に捉えられるものであろう。

この児玉集落の施工は、灌漑に関する「古丸堰用水」の開発を契機に行っていると想定され、河野隆一・吉井戸重雄や、真下堰水遺跡の集落の設置の重要性を契機であると考えてよい。また、次々と水が自然降流域に連綿する大規模な真下堰（河内）の集落群は、次の真下大溝を一つの媒介に設けられたものであり、広範な生活用水の確保がこの時期の大規模灌漑形成の大きな契機であったと考えてよい。つまり古丸堰用水の開発は、本邦の灌漑用水を確保すると同時に、生活用水の確保のため二用水と排水の副産物確保をする真下大溝とも密接な関連をもって開発されたものであると考えられるものである。

古丸堰用水と真下大溝は、単に河内のあるいは在野山麓の灌漑を契機に開発されたものであるとすることはできず、灌漑の副産物としての生活用水の増大と出流の安定に関する契機を併せ持っているところに、一極灌漑を契機の灌漑力として動員した状況があると考えてよい。言い換えるならば、従来の共同体的灌漑を再編成するような契機による開発を想定することができる。

古丸堰用水の開発に伴い、治水の規模と灌漑山麓を考えると、ひとつの副産物の形成に限られるような集落に限られる規模のものではなく、古丸堰用水

集落の出現

灌漑の出現

の受益地域の全体に関するような集団的共同事業として進められたものであると考えられるところから、前記受益部の全域の灌漑に関する事業であったと考えることが出来る。この事業を遂行する背景には、伝統的な灌漑である在地灌漑の創設する灌漑の灌漑を過かに狭えたものであると同時に、従来の灌漑方式が自然水系の利用を前提に用水を調整していたことから考えらるれば、支流的に上水灌漑の形態と灌漑を説明していると考えられるものである。

用水の流通

もともと見取図における仲候域内では、高瀬町目の森沢跡（菅内池、1978）等に認められるように正徳朝以降の取水施設が堰+樋出され、比較的大規模な土木工事が行われたことを窺うことができる。しかし、推測されている溝は遺構は、四谷町地神取入 - 石野川遺跡（見取、1978）等、先史時代の状況を示している。また、先史時代の用水跡は線形的が少なくであることにも注目してみたい。このことは、単に水源地のみにあるものと考えられることも出来るが、先史時代までの見取部の強い灌漑の組織力が低下している傾向を認めることも歴史的に検討されるべきである。ともあれ先史時代までの灌漑は、自然的水系内の水資源を調整するものであり、この水系を越えた開発行為は先史期内及び近隣においても認めることが困難である。これに対して「丸瀬川用水」は、河川合流を切り取り神流川から引水するもので、基本的に自然的水系を超えた灌漑方式であり、河合橋川 - 赤松川によって買断された伏流水を仲候域を灌漑する為の用水系統である点に注目すべきであろう。したがって、見取の地域的灌漑の歴史を含む、地域的灌漑に関する大規模な事業であり、全体が一つの統一体として機能するものであり、小流域灌漑の利害を越えたこの流域を越えて従来の水資源の大小も工事もであることに注意すべきであろう。

丸瀬川の灌漑

つまり丸瀬川用水は、見取部における先史時代に歴史的な河川等の灌漑規模に認められる小集団による開墾や、古墳群の灌漑を共有するところの集団組織を越えた灌漑方式の創設と工事も伴って計画が前提されなければならない。神流川から標高を徐々に下げながら灌漑される必要のある分水路の場合、おいても順に分水路の分割灌漑の場合には灌漑を事前の計画を想定しなければならない。

このような事業は、それまでの開墾規模や技術的対策等から推して伝統的な灌漑の灌漑の基に実施されたものとは考え難く、或はその伝統的灌漑の灌漑が限られることから在地の内的な技術的灌漑の灌漑で完成されたものと考えられることも多い。このことは、非伝統的な灌漑の灌漑を想定し灌漑されたことを認めるものであるといつてよいであろう。丸瀬川用水は、単に在地灌漑を灌漑的に灌漑することによって灌漑の灌漑に変化したとするような単純な観点では、この地域の灌漑の灌漑は灌漑し得ないであろう。丸瀬川用水の灌漑に関する灌漑の灌漑は、単に従来の灌漑の灌漑によって灌漑された次では

なく、また灌漑の設置の位置やその規模も従来のものとは考え難いであろう。この功効に、社会的な形態あるいは土地利用の問題に関する地域的な伝統に深刻な変化が与えられたものとする必要があるだろう。「九郎用水」は、伝統的な占取主体の占有する土地を高度灌漑するための取水路ではなく、地域的な集落に関する共同性の強い性格を有する土木工事であることは明らかである。土地所有と土地の占取主体を百輪しつつ、伝統的地域の構造を維持、再形成するような意向をこの過程に読み取ることができる。

古九郎の灌漑

このように考えるならば、古九郎用水や大溝の灌漑等の公共性の高い灌漑の施設は、基本的に「公権」発給の形態を想定させるが、このような公権灌漑を考えると、河川治水において治水の実施が定まったとされていることも注目してよい。しかし、継世代の比定も土地の所有を機軸に成されている以上、単純に今日的な小農の分配の水準に照って具体的な灌漑等に期待されるのは疑問に過ぎるであろう。ともあれ、「九郎用水」の設置に認められるような統一した灌漑の方式の導入は、従来の水利を含めた地域的な共同性に大きな変化をもたらす。土地利用の問題と占有の形態の変化の一つの側面となるものであるといってよい。

この地域における水利・水取の平準状態は、高下大溝の取排水の構造の高度に伴って徐々に変化が起っていたものと想定される。即ち、この平準状態の変化は、単に高下大溝の建設の側面としてではなく、むしろ出流排水や排水、水田の灌漑方式の変化として、この経過の前後に異なる歴史的な過程に注目すべきであろう。

大溝の灌漑

この間の変化は、高瀬川以来の灌漑を構成する要素の小単位規模の生産者に分散しつつ、「五輪川」によって形成された自然堤防とそれに灌漑が享受する灌漑との関連に注目して分析すべきであろう。この間の経過から、一方で高瀬川以来の灌漑の「分断」と移行によって、本庄の地上における高下大溝の生産用水としての必要性が著しく復活し、大溝灌漑の目的のひとつが復活したことが予想される。またこれと同時に、この時期に新たに開拓されたかと予想される水田の灌漑に関する水取の平準を考慮する必要もあろう。この場合には、「九郎用水」を水取に採る水路の設置による灌漑を行う水田の開墾が行われたことを示唆しているといってよい。つまり、灌漑の灌漑水路から取水し開墾することが可能であり、必要を水量を確保するためにはより過剰な水利の形態が必要であったものと考えられることができる。このような、高下大溝の灌漑に認められるような従来の開排水系統の乱れは、急傾水田の灌漑を支える慣習的な灌漑方式の事実を消すものであり、私田田等の個別的地域を行う自立的な小農の流域を暗示するものであるといっていくであろう。

以上のように、「高下川溝」に認められる灌漑用水の設備機構を考察するよ
うな、水山灌漑の水利の事實を台地上の水路に就きして灌漑用水に用いるとい
う、水山の灌漑とは異なる多目的的用水利用は、私田が経営に關する灌漑
用水の取水行為の進行によって、その水量の不足を伴ってくることは充分に想
されてよい。またこれと同時に、私田制は自然灌漑上や此灌漑の一定の台地に
は灌漑に於化する設備的の事實が、農田制に形成された一定区域に取
替する灌漑形態とはかなり異なる灌漑形態であると捉えられるものであり、こ
の間に社会的關係に変化があったことを想わされる。

高下川溝の灌漑による水量の減少は、既に水山台地下の古代灌漑からの排水
が高下川用水の灌漑に先行し、排水が毎々二溝行したものと想定されるため、自
然灌漑の生活用水の不足に直接結び付かず、むしろ間接的にではあるが農田制
に形成された灌漑の設備を促進する方向を育したものととして評価すべきであら
う。

水利権の変化

「丸瀬川水」に、元正堂が開墾したものとする者が丸瀬川水研究の定説に
なりつつあるとはいふ、この用水がこれらの灌漑用水層の造成に先行している
ことは確かと認められよう。つまり、大方の推定する丸瀬川水の灌漑用水である
ところの元正堂が開墾したもののは、定説の「丸瀬川水」の管理権や水利権に
ついてであり、この点についても先行する用水灌漑と水利権の獲得の形態として、
公衆の灌漑との輸送を伴ったものであったことを考慮をしなければならない
であろう。元正堂が灌漑用水層が水利権を獲得して行く過程は、各地社会にお
いて非営利的な水利を創設し、農田用水層、灌漑用水層としての灌漑的施設を
回る競争の過程として展開する必要があると考へてよい。

今で二度とように元正堂においては、灌漑層・空中灌漑の灌漑設備で認めら
れるように、多田村中並ぶより急速に農田制に形成された灌漑の設備が進行し、
沖積地内の低地地上の区域に灌漑した部分を認めることができるが、型式
灌漑が灌漑する時期以降この同一の区域に次々と灌漑用水層と想定される灌漑
が出現することは、地主層の出現と在地農家の経済的基礎が伝統的内部から興
ったものであることを示している。

中世の灌漑

この時期の根本的な変化に、元正堂の灌漑層が灌漑的の灌漑と農田灌漑の
灌漑的の灌漑から、個別的灌漑を行つた層へと結合しつつあったことであろう。
しかし、このような灌漑的の灌漑層の出現は、必ずしも同時に在地農家層へと取
替する灌漑を準備したものであるとすることはできない。灌漑用水の水源が固
定されている元正堂では、小経営の主体としての農田層の存在する水山へ灌漑
用水を確保するために新しく取水を開く場合においても、伝統的の灌漑用水
系統から水を引く必要があることは記憶に換る状況から容易に想像され

よう、私営化経営を行う農友組合、水利組合の出現に関わる伝統的な水利慣行と「公水」の意識からの影響を問うためには、伝統的な神託・祭祀を支えられた共同体的意識を復元し、自らの経営する水田の灌漑にかかると水利権を社会的に認知させることが大きな前提の一つであったと考えよう。農民的な意思の内面から編入部への肉体的駆逐を問う一つの前提には、「公池」や「公水」の意識するあたり共同体の取捨した前提であるところの意識から、実態に即した意識形態の転換を促したと受けなければならないと考えよう。この前提は、一方では、中央官制との関係調整による在地における実地的調整からの施設であり、他方では伝統的権威である金澤神社の居宅近隣への勧誘を行うという新しい祭祀的・共同意識の形成とそれらの関係を成していると考えられるものである（図7）。つまり、宮等への参詣で公作を言い込んだ農民的統制上層が、公水の意識から離脱するための精神的変換として、自らの居宅の周辺に金澤神社を勧誘したものであり、これによって古代的な公水の意識からの解放が図られた。私営化経営に関わる水利権の獲得に一定の正当性を与えられることによって、社会的に認知された事としての土地の所有が完成したものと想定してきたい。

九郎の祭祀権

金澤神社の分祀だが、在地領土の宮宅内部にあるのではなく、それに隣接する住居に存在すると想定されることから考えるならば、有力農民群（小地主層）も一定の発言力をもつ場とも知れない。しかし、表層的な中小地主層は、宗教的権威を有する在地行政層が保有していたと考えられる九郎用水に関わる歴史権を宮等への参詣において獲得し、「九郎用水」の神域別取水の水口に約集して水利権と歴史権に関わる共同の利害を調整することによって熟練的意識を再構築したものであろう。

灌漑の分断

このような時期における水利慣行は、流域を伴った共同の利害のために水路等を保全する側面があるにせよ、元下流全域を灌漑するために調整された九郎用水の権限と根本的に異なった集約の端に転換していたことを前提に考察すべきであろう。つまり、土地所有形態の変化は、伝統的な灌漑方式における共同性とは異なり、区分的な灌漑形態へ移行する前提を備えるものであり、従来の「公水」の意識によって調整・配水されている灌漑水系統の秩序に変化を促す超こすものであると懸念される。分割された灌漑方式は、伴同化された別取水権によって調整されていた部分の集約を懸念し、あるいはまた従来の協力的な協力関係によって集約を生み出す前提となったであろう。

このように考えるならば、中世における短期中継水は、この灌漑方式の分割の傾向によって引き起こされた部分を包摂するべりであり、水田形成についてもその歴史的背景について再検討すべきであると考えよう。

3. 「久城水」の形成と水害史の梗概

利根川流域を貫する利根台地の利根部において、集中豪雨時に本河川を伴行流を中心とした「久城水」という流域水の湧出による水害が発生することは既に述べた。ここでは、その流域水の湧出のおこる過程を歴史的に検討することにした。久城水については、『利根水史』（利根水史編纂委員会、1986）等では目下それ詳細な記録と分析が行われている。しかし、この久城水の発生については自然の不慮な災害として扱われており、災害発生の原因としての歴史的な分析の基盤による環境の変化と、その歴史上で果たした役割に触れられていないといっている。

考古学研究における災害史の視点については、前掲書以外にも、利根川を中心とした事例について検討されており、興味深い論点が多く提示されている（前掲、1984年）。ここでは、第五章における災害の一つの形態について概観し、本稿の執筆研究における課題を提起しておきたい（注5）。

見土町高下地域に古代至早水田とその灌漑について考える前提として、まず古墳時代の灌漑を一瞥しておこう。高下地域における奈良以前の本河川の灌漑の状況は、古河川遺跡に隣接する見土町平塚遺跡、毎島遺跡（注6）や飯山遺跡における水田層が土層の隆起事例によってその概要を知ることが出来る。利根川における自然堤と窪地帯の分布帯は、平塚遺跡、毎島遺跡での調査事例によるもの1帯あり、窪地帯の隆起帯の分布帯が同じく開拓されたように発達している状態を呈している。この窪地の谷間に近い部分については、利根川及びその直接では水田として利用されていた痕跡は認められず、間接的粘質土層と粘層一帯の砂層を隔て全りに埋没する、重埋（ツリノ）状の堆積層を形成している。このような土層の隆起状態から推定するならば、おそらくこの谷間付近の窪地に属する区域は浸水しているような土地であった可能性が高いであろう。また、この重埋状の堆積層の各層のほみや層構造の粒子の状態から推定するならば、この区域の水運は比較的速く、河川の堆積物の運入が比較的頻りに繰り返されていると考えることが出来る。このような状態を呈していた灌漑は、少なくとも稲稈式の多量の定耕法を含む土層の隆起がこの谷の底面に近い部分に存在することから、利根川を含む河川であると見てよい。したがって、この区域は、利根川には近い窪地のような窪地状態であり、この谷の下区域に水田が開墾されているような景観であったと考える方がよいであろう。この谷間に認められるような窪地状態は、自然的に形成されたものと考え難く、灌漑用の貯水であったと推定されるものである。このような貯水施設は、その部分の水位を上げかねると同時に、上流の灌漑を促進する働きがあることにも注意しておくべきであろう。ともあれ、この地点における地下水位は、現在の河川より約

1) 程度高低にあったものと見做すことができる。

扇状地における水田は、この扇状地を事例から推定すると、本庄の地帯からの小さな谷の流水を利用し沖積地縁部を灌漑していたものであり、水田が谷間の部分にまで達することのない小規模のものであったと考えることができ、これ以外にも本庄赤一丁目遺跡（窪田村史、1980）においては、扇状地の高次遺構が掘出されているところから、沖積地の中央部においては伝統的な水田より別れし、あるいは谷間から小規模な水田を灌漑した跡を反覆利用する遺構の形態を推定することができよう。ちなみに、近江地域の自然的河川である金鶴川や赤根川による灌漑は、先にみたように近年までその水量が豊富でなかったことを考えるならば、少なくとも現在より小さな面積に相当する水田を推定しなければならないであろう。したがって、むしろ沖積地縁部においては谷間等の流水を貯水も期間することによって、扇状地には既に伝統的な水田の掘削まで灌漑が通入していった様を想定すべきであろう。

扇状地の灌漑

扇状地の灌漑を推定する上では、先の谷縁部において壱名山二ツ谷の灌漑に伴う築堤であるアノないしはアノと考えることのできる大山の横谷跡(アノア)の掘削事にも水田耕作上の認められることに注目すべきであろう。したがって、扇状地の灌漑は、谷間付近まで開拓され、陸部にかけて水田が展開しているような状況であったと考えることができ、しかし、平塚遺跡や朝向日輪跡の扇状地の遺構から灌漑水は谷を流し、これによって扇状地縁部より水田耕作が掘出されるようになり、この区域においても穴ノ野を口の流跡から扇状地の土田耕作が掘出される比較的規模の大きい高次遺構が掘出されている。この時期においては、水田面が谷間よりも下位に存在するとはいえ、扇状地のような扇状地帯と水田面の比高差は解消されつつあったものとみてよい。

このような、古式における灌漑の高差を埋める灌漑の灌漑には、高地部の灌漑的を調整による土砂の堆入と共に、灌漑用水の灌漑に伴う人為的な高水位の維持による、扇状地の灌漑に付随する近上の灌漑的を堆入という事象が想起される。また、水田の小区画によって流水を留っていたと推定される扇状地の水田においても、灌漑の段下によって、必ず平準化する方向を有する土層の堆積が促進される。このような灌漑の灌漑は、生産性の高い比較的広い同一水準の灌漑を施す水田を形成する一つの重要な灌漑であろう。

ともあれ、灌漑を流水と不規則な流水に依存する谷の水資源の利用は、貯水する事によって比較的安定した灌漑用水として利用することができるとはいえ、自然的に安定を回することは困難であり水田耕作には必ずしも適合しない。しかも、先にみたように谷部と扇状地の区域の境目が進行し、扇状地後半には谷間に谷間の流水を中心とする灌漑用水の供給ができぬ状態になりつつあったこ

地下水位の変化

とが推定される。

古代至近世の間は、先に述べた通りにおいて河川網一帯高所に認められる地形を概するように、その上に形成されている層を穿つことができる。このことから推定し得るように、近世産業の隆起は、河川網内の広範の区域において河川網に準拠的であった谷間の流水による灌漑用水を基本的に用いておらず、これとは別系統の水源である「古九郎用水」によって灌漑されていることに注意をしなければならぬ。古九郎用水は、河川網内各所に灌漑層が今日の水田面積に比較的近い範囲に水田層が検出されることから考えらるれば、今以上に比較的近しい水層を確保することのできる施設であったと考えることができる。自然的水系を改良し、河川網から取水する古九郎用水の灌漑は、自然的水系のもつ排水の調整機能を喪失させるものであったと予想されるものである。しかし、先にみたように排水調整の工程においては、生活用水の確保を主目的とする「真下大溝」の灌漑によって排水量の調整機能を確保していたものと推定することができる。

この過程には、先に推定したように「九郎用水」の水質層を利用して急激な地盤下を基本とする開削と改良が行われる。基本的に水田の灌漑用水は、高位置に設置することが望まれるため、先の谷の排水層は必須の存在ではなくなり、安定した耕作を行うために地下水に供給層まで迂回させるものも認められる。このような灌漑用水の設置と排水水田の整備の結果、地下水位が上昇し、河川網に認められたような河川網への排水の低下する効果が完全に遮断される。しかも水田として開墾された区域においては、このような水害から守るべき機能が歴史的に異化して行く。この水田の整備と灌漑による一定の水位の上げによって、中川右岸上における排水機能は著しく低下していた点に注意すべきであろう。しかしながら、この人工的な高水位による影響は、灌漑域においては真下大溝の持つ排水機能によって一定程度遮断されるものであった。

久保水の形成

真下大溝の灌漑は、その排水に関する調整の機能の一方で「水害河」が形成し得たといえ、中川右岸上の排水機能の欠乏を一環への浸透に依存する傾向を強めるという結果を招き起した。すでに、中川右岸排水層の小規模な浸透は浸透し、しかも水害に人為的な土層が認められていた。灌漑時の排水に逃げ場を失い、右岸上の比較的狭い部分に浸透した地下水が、本来台地の頂上部の特定区域から湧水する。久保水の発生である。こうして湧出した湧水は、台地上の電線や道路等を形成する灌漑層に沿うように低下する。

久保水の形成については、このように歴史的に形成された部分を確認することが出来るといっており、地形あるいは地質等の自然的な基盤をもっていくということを確認することに否かではない。

久城水の起源

本邦各地上に認められる久城水の流路となる盆地等の形成について考える上で注意すべき点は、本邦各地に縄文時代の初期頃の遺跡がこの盆地帯によって隔てられて存在していることであろう。つまり、この久城水の流路となる狭い盆地帯は、紀元前において既に形成されていたと考えてよい。したがって、盆地帯にはこの狭い盆地に空想時の表流水が流下する機会があったことを想定する必要があらう。後述地帯の形成には、現状地帯型の地形に繋がっていると考えようが、久城水の流路においては必ずしもこのような地形を限らず、ローム層の残存する区域も多いことは注意されねばならない。ローム層が成り立地帯においても流木が比較的大い時期から頻りに認められる区域においては、自然流が掘削された谷沢の地形を隔ることが一般的に認められるといてよい。久城水の流下する盆地帯は、遺跡帯に表流水層が存在し或は基盤に陥没が存在している場合も考慮しなければならぬが、古い時期からの形成である場合においては基盤ローム層に掘削されていると考えてよいであろう。少なくとも久城水の流下する盆地帯は、ローム層堆積の形成にかかる区域が大層であることは明白であり、比較的若い時期に出現したものであるということは必ずしも想定されてよい。しかし、本邦各地の盆地帯形成に担当する、汎成流の形成過程と遺跡の出現について「水辺文化」において詳細に検討されており、久城水の起源においては比較的若い時期より谷沢の地形が形成していた可能性があらう。

ともあれ、本邦各地上の空想時の遺跡は、古墳時代に試みられたり西の奥地であると考えようが、所謂「久城水」という水質を認識する様になった基礎には、先がみちように水辺と遺跡帯や空想地帯等の歴史的な環境を前提とする環境の安定が関与したことは認めざるを得ないであろう。

水質の安定

河川や地下水の状況について長々が一般調査において確認し得るのは、遺跡帯（旧来の盆地の遺跡である。しかし、このような場合は、「久城水」の流路に沿って認められ、空想地に地下水し得ない量の水質が地下水内に導入したことを認知的にしている。このことは一方で、神奈川からの雨水での地下水方式の安定を考慮しなければならぬといえ、空想水の調査機軸を占めていた真下大講の盆地の形成との関係も積極的に評価する必要がある。また地下水帯内における自然的な各種の地下水の不安定の問題を検討しなければならぬであろう。中立的な自然的な環境方式の指向は、古代的な空想水の形成の前提となり、これに加えて真下大講も想定して行ったことは、久城水の形成と地下水帯に分ける前提を定めたものであろう。

古代及旧来地帯に居住した住民の環境と改造の地帯中の割合は、本邦の遺跡と水質帯を拡大し、或は地下水帯を拡大させた。地下水帯の形成は水質の上昇を行い、空想地帯では水質の「降下」をもたらす地下水帯の形成と改良として

いる。高下大講の建設は、鳥居野郎と用水の利用形態の変化と関係が深きところとされるものであろうが、この結果、自然的転換を促す条件に因って久城水に認められるような表流水の増進による災害が促進された。

久城水は日常的に調整された水利区域外の、比較的半自然的に作られた土地に集中する傾向を有しているが、近世における半自然的な増進と共に災害として顕著するようになり、久城水を調整することによってこの災害を回避するような機能を形成したものであろう。

地域史研究における用水史、水害史の研究は、歴史的背景と空間的関係をもっていることを具体的な水準で検討することから始めなければならないものと考えよう。先がみた「久城水」は、一方で神聖化に伴う土地開拓の過程と考えることができるものであるが、他方では、治水に関する空間的歴史的背景が隠れた災害であると考えられることができるものである。自然物と人工物を虚実と分ち、環境に関わる制度的な属性を探究する傾向は、地域史研究の重大な既成を先導させるものであろう。地域史が地域史として存在し得る背景の一つは、このような歴史的背景の形成であり、制度的「同一性」を自然的基盤と歴史的背景の合力として認識する方向が試みられなければならないであろう。久城水もまた、「自然」と「人工」の相互作用の媒体としての人間生態系の過程による環境の形成のひとつである。このような災害は、長期的な経過をもちもたなかった、過去の産物であるといつてよいであろうが、地域開発と地域史の接点のひとつがここに存在している。久城水は、自然における安定した水系の改変による災害のひとつの典型を成すものであると考えられるものであろう。

ま と め

ここで、本章で検討した内容を要約すると以下の通りである。

- ① 高下大講設計で提出された大講流域は、鳥居野郎村や高下地区隣村で構成されている大講流域と同一の流域と見られる「歴史的流域の調整」にかかると想定されるものであり、「高下大講」と命名する。
- ② 高下大講は、古丸瀬用水や高下用水と空間的関連をもつ調整されたものであり、河川堰連等の施設が生徒用水の増進と古丸瀬用水の取水等の歴史機能を併せもつたものであると考えられることができる。
- ③ 丸瀬用水等は、この地域における創設的権威と技術力のみによって施工されたものとは考え難く、より上位の権力による在地社会の再編を意図するものであるが、地域の再生策と生活の安定に関わる側面を有していたところに一私農民層を動員した施工の基盤があると考えられることができる。
- ④ 古丸瀬用水の調整に認められるような大規模で統一的な灌漑の方式の導入

は、従来の水利を占めた無域的な共同性に大きな変化をもたらし、土地所有の形態と占有の形態の変化の一つの契機となるものであるといつてよい。

㉑ 真下大溝の築造は、公共の灌漑との競争の過程をほらむ民間組織に関わる灌漑用水の確保のための強制的過程とともに、伝統的な河流水の確保に深刻な変化をもたらした。

㉒ 久遠水の形成は、自然的基礎を有するものであるとはいえず、古代的な河流水の確保の変化と灌漑と水田の整備の過程による地下水位の上昇がもたらした歴史的災害であると考えることができる。

今日の課題

関玉郡における土地利用の変遷については、近年井上尚徳氏の『関玉（井上、1986）』が発表されたが、『関玉（井上、1986）』で動機した原書とはほぼ同様の内容であり、その変更を迫るものではないと見られるものである。しかし、鎌倉期の考古学的現象を井上氏の指摘のように単純に歴史学的に捉えるならば、我々は文献史学に対する地域研究の深層するべきの批判方を欠き、考古学研究の課題をも問われることになるであろう。所謂「歴史考古学」は、近年、暦年代の比定に議論が集中する傾向を強めることが出来るが、この現象を捉える暦年代と歴史上の事件を直接対比する方法に依存しつつあるようにも見える。歴史考古学において考古資料の暦年代を比定することは必須の前提であることは言うまでもないことであろうが、無関係に歴史上の事件と結びつけるならば、考古学は永遠に被動学的地位から脱却することはできないであろう。

中世史の地域研究においても、関玉郡地域が近年益々取り上げられており、中世文書の稀少性を現地調査によって補充しようという趣意を認めることができる。しかし、在地でしかも考古資料を中心に調査するものによって、これらの中世史研究の新たな価値領域の立脚の前提になっている基礎的事実関係に多くの疑問を感じるものである。事実関係を自らの論理に引き付けることによって先の理論的展開が成されるなら、地域研究はますます地域から距離しつつ中央の研究から予断される事象を適合させるという体面となり、中世史研究の近頃の地位を確立する方向を指すことはできないであろう。

地域史研究を推し進める上では、関玉郡の今日の景観が日常的な水利の調整や灌漑の整備の歴史的に連続した面であると捉えるとともに、今村に開かれた歴史的景観を考古学的手段を機軸に各時期の痕跡に分離するという地域史研究の方法を繰り上げて行く努力を怠るべきではない。本稿もまた、図式的理解の巧みに収まるものであるとはいえず、河川史、水向史を基盤の変化を通して歴史的に捉え直そうとするひとつの試みである。

（井上尚徳）

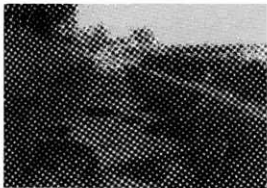
注

- 1) 神田町真下屋敷遺跡は、1987年神田町教育委員会によって発掘調査が実施されたものである。真下屋敷遺跡については、調査報告書の田村誠次をはじめ岡崎恒成の右記で適切な解説を述べた。
- 2) この点については、前掲藤氏の論考（前掲、1988）がある。
- 3) 「丸堀用水、中世期解説を中心とする研究史については、別掲「丸堀用水の開発年代」（鈴木、1999）において触れるところがある。
「丸堀用水」の開発時期は、別掲（鈴木、1982）で推定した通り、近年の考古学的成果によって古代に遡ることが明確になり、さらに具体的な年代の推定ができるような資料が整備されてきたといつてよい。したがって、従来の中世前期解説を基礎に展開されている諸論考は、村田らの訂正を必要なくされるものと考えざるべきであろう。
- 4) 真下町原内遺跡は、1988年荒玉町教育委員会で発掘調査を実施したものである。なお、原内遺跡で検出されたこの丸堀用水の初段樋は、岡崎恒成氏についても指摘されずに扱われるため、今後の調査によって、有力な年代推定の根拠となる遺物が検出されるであろう。
- 5) 考古学からの「計開村家」の分析については、高橋一夫（高橋、1979）、有坂川孝彦（有坂川、1987）等がある。また、これとは別の視点から分析されている新宮健氏を中心とする「第二次神代集落」等の発掘調査（新宮健、1986）を積極的に評価し批判的に再検討すべきであろう。
- 6) 荒玉町比内内遺跡については、1986年荒玉町教育委員会が調査したものである。なお、調査報告書の田村誠次と土屋章太郎氏の解説を述べた。
- 7) 真下堂の視とりれる石造民と土屋章太郎との関係関係については、「阿佐氏墓とその周辺」（鈴木、1988）において触れたところがある。また、荒玉郡における青地集落の範囲への土屋神代氏の範囲については、「古代荒玉郡における土地利用と村落の発展」（鈴木、1985）において検討している。
- 8) 鴨草純夫氏らを中心に、浅間山の1988年（天仁元）の噴火による降灰による被害は、従来の公認に大きな打撃を与えこの土地を潤滑することによって、私的土壌所有者が進展したことが推定されている（鴨草、1992）。しかし、真下郡については、この時点での降灰による被害は、上野地域の被害と比較するときより軽微であったと考えることができ、上野地域の被害を潤滑することはできぬであろう。
- 9) 荒玉町中塚遺跡、塚山遺跡については、1987年荒玉町教育委員会で調査したものである。

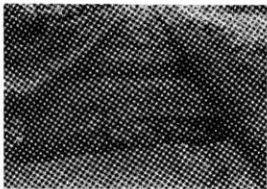
引用・参考文献目録

- 赤松浩一編 (1988) 『狩獵部 - 古井戸』、埼玉県歴史文化財調査事業刊行報告書 第11巻
 赤上尚典他 (1986) 『狩獵部 - 古井戸』、埼玉県歴史文化財調査事業刊行報告書 第11巻
 赤上尚典 (1988) 「七世紀における集落の形成とその存続」、『埼玉歴史研究』第20号
 前澤 謙 (1988) 「狩獵部 - 古井戸遺跡の出土について」、『狩獵部 - 古井戸一帯発掘代
 報目録』、埼玉県歴史文化財調査事業刊行報告書 第11巻
 持田幹夫他 (1978) 『下町 - 奥跡』、埼玉県発掘発掘調査報告書 第11巻
 藤元史郎他 (1978) 『奥町下 - 奥上家』、埼玉県遺跡発掘調査報告書 第12巻
 佐藤忠雄他 (1978) 『後継河原遺跡群の調査』、同県町教育委員会
 佐藤忠雄 (1978) 『大宮新遺跡 - 河原北遺跡』、同県町教育委員会
 藤崎 隆他 (1988) 『全館誌 - 埼玉遺跡発掘調査報告目録』、白雲堂 - 埼玉遺跡研究会
 菅谷浩之他 (1978) 『日の高遺跡発掘調査概報』、埼玉県教育委員会
 菅谷浩之他 (1977) 『北川戸遺跡発掘調査概報』、埼玉県教育委員会
 鈴木信雄他 (1981a) 『金部遺跡群』、見沼町文化財調査報告書 第1巻
 鈴木信雄他 (1981b) 『沼町 - 城の内遺跡』、見沼町遺跡調査報告書
 鈴木信雄 (1984) 『古代見沼郡における土地利用と耕作の発展』、『新編遺跡調査』、見沼
 町文化財調査報告書 第4巻
 鈴木信雄 (1985) 『古代見沼郡における山野の問題』、『城ノ入遺跡』、見沼町文化財調査
 報告書 第5巻
 鈴木信雄 (1987) 『古代見沼郡における水利遺跡と水田の展開』、『秋川遺跡群』、見沼町遺
 跡調査報告書 第2巻
 鈴木信雄 (1988) 『新井武蔵とその周辺』、『新井遺跡』、見沼町遺跡調査報告書第3巻
 大石昌詞 (1988) 『除地』、埼玉県歴史文化財調査事業刊行報告書 第20巻
 高田利夫他 (1988) 『文野部 - 八幡大神前 - 新井大神前 - 今川遺跡群 - 一丁目 - 町田田 -
 堀沢』、埼玉県歴史文化財調査事業刊行報告書 第20巻
 鹿野 徹 (1984) 『新井武蔵成立以前の人々の生活』、『新田町誌』第14巻
 藤堂 健他 (1985) 『金部集落の形成とその存続』、『遺跡』第11巻第4号
 長谷川重 (1987) 『北川戸遺跡発掘調査報告』、本庁市教育委員会
 堀田道雄他 (1988) 『除地』、埼玉県歴史文化財調査事業刊行報告書 第20巻
 堀田 一他 (1987) 『新宮新遺跡発掘調査報告書』、本庁市歴史文化財調査報告書第10巻
 水島浩平 (1984) 『久城堀 - 女堀 - 丸塚堀水堀』、『本庁市史迹』第21号
 宮崎敏雄他 (1978) 『中郷 - 藤安地 - 久城度』、埼玉県発掘発掘調査報告書 第11巻
 嶋津純夫 (1985) 『女堀開削の歴史』、『女堀 - 中野切堀 - 奥宮川水堀の発掘調査一』、新
 井縣歴史文化財調査事業刊
 本庁市史編纂室 (1986) 『本庁市史』通史編1

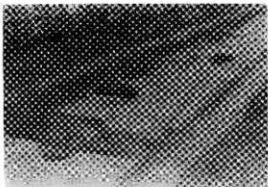
圖 版



1. 西下高里遗址A地点陶器区全图(北2号)



2. 西下高里遗址A地点S3-3·4·3(北2号)



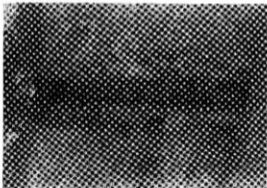
1. 男子地衣属输入地衣第 1 号输入材料物态图 (北西 19)



2. 天下地衣属输入地衣第 2 号输入材料物态图 (北西 19)

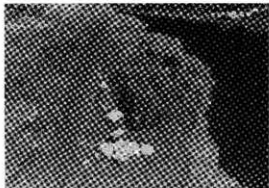


17 煤一層の煤質を可視化する (図-17)



18 煤一層の煤質を可視化する (図-18)

圖版 4



1. 真下假單翅蜂A點點SD-1 (圖29)



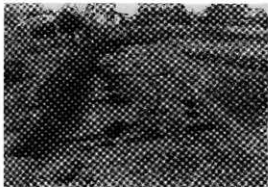
2. 真下假單翅蜂A點點SK-1-1 (表39)



1. 西子坞东遗址A地点SK-10(东1号)



2. 西子坞东遗址A地点SK-11(西2号)



1. ATORIANSHLOP (北東19)



2. 武下地東部森林區第1等位圖(南西29)



1. 西下道東道神皇御点牌1号御点牌(高倍率)



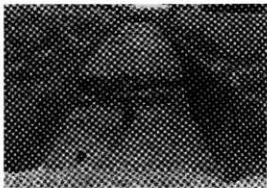
2. 西下道東道神皇御点牌1号御点牌(高倍率)



(a) 圖 8-1 中所示之組織之放大圖



(b) 圖 8-2 中所示之組織之放大圖



1. 华北地区补给点的大体分布 (北图 4.5)



2. 华南地区补给点的大体分布 (南图 4.5)



1. 西下坊里遗址日地穴大墓遗址（西上9）



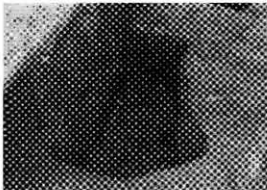
2. 西下坊里遗址东地穴五—1（西上9）



1. 質子電氣導性以地點5區 - 3-4 (表面5-9)



2. 質子電氣導性以地點5區 - 2 (表面5-9)



1. 正丁基醇中 有机硅 2K-1 晶 100



2. 正丁基醇中 有机硅 2K-1 晶 100

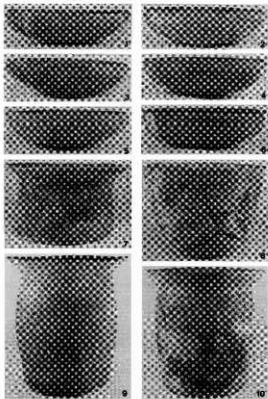


1^o 煤中煤質煤質心質和介質 (標尺10 μ)



2^o 煤中煤質煤質心質和介質 (標尺10 μ)

图版14



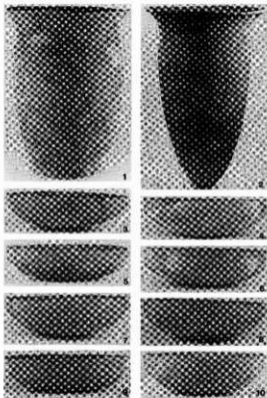


图 15 乳剂层乳点分布图

児玉町文化財調査報告書第9巻
高下境東遺跡

児玉町の遺跡調査文化財保存事業に準じ調査報告書

平成27年3月20日印刷

平成27年3月20日発行

発行者 児玉町教育委員会
埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山208

印刷所 たつみ印刷株式会社
埼玉県保原町東大宮256